

論 説

個人富裕層のタックス・コンプライアンスとその対応

税務大学校教頭
肥 後 治 樹

SUMMARY

税務大学校では、研究成果等を対外的に情報発信することを目的として 2011（平成 23）年度より特別セミナーを開催（<http://www.nta.go.jp/ntc/koza/index.htm>）しており、2013（平成 25）年においても 6 月 3 日（月）と 4 日（火）に開催している。

本稿は、6 月 3 日の同セミナーにおいて当校教頭の肥後治樹が「富裕層への対応について - 富裕層のタックス・コンプライアンスと課税を中心に - 」と題して行った講演の内容を基に、同氏から寄稿されたものであり、主として OECD の富裕層報告書に基づきながら、個人富裕層のタックス・コンプライアンスやその対応等について、前半において、租税の所得再分配機能に焦点を置いた我が国における「資産」課税の状況や所得再分配の状況について説明し、後半においては、租税負担の軽減を図ろうとする動機について説明した上で、個人富裕層のタックス・コンプライアンス及びその対応について、我が国における執行面、組織面、制度面での状況を織り交ぜながら、概観している。（平成 25 年 8 月 30 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

1	はじめに	125
(1)	「富裕層」への課税強化の動き	125
(2)	本稿の構成	126
2	「資産」課税の状況	126
(1)	「富裕層」の状況	126
(2)	課税の状況	128
イ	租税の目的	128
ロ	所得課税	128
ハ	資産課税	129
(3)	所得再分配の状況	133
イ	OECD 諸国の状況	133
ロ	日本の状況	133
3	動機	134
(1)	租税負担軽減に係る動機	134
(2)	遺産動機	136
(3)	「動機」の意味するもの	136
4	個人富裕層のコンプライアンス	137
(1)	個人富裕層の特徴	137
(2)	個人富裕層のタックス・コンプライアンス	137
イ	税務環境	137
ロ	コンプライアンス	138
5	富裕層への対応	139
(1)	税務行政の現状	139
(2)	執行上の対応	140
イ	効果的な情報収集・活用	140
ロ	国際協力	141
ハ	広報戦略	142
ニ	訴訟戦略	143
ホ	協力的戦略	143
ヘ	個人富裕層に重点を置いた取組み	143
(3)	組織上の対応	143
イ	専門家の採用	143
ロ	専担部署の設置等	144
ハ	職員の能力向上	144
(4)	制度上の対応	145
イ	租税回避行為否認規定	145
ロ	資料情報制度の充実	145

八 情報開示の義務化	146
二 罰則等の強化	146
ホ 過去の脱税等に係る自主開示の促進	147
(5) 所得再分配機能の強化	147
イ 所得税の最高税率の見直し	147
ロ 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し	147
6 終わりに	147

1 はじめに

(1) 「富裕層」への課税強化の動き

先進各国が慢性的な赤字財政に悩む中、「富裕層」への課税強化の動きが見られるようになってきている。

ここ 1、2 年だけでも、例えば、フランスにおいては、2012（平成 24）年 8 月に、オランダ政権が提出した財政再建と税制改正を目的とする 2012（平成 24）年度第 2 次補正予算法が成立し、同法により、前政権の決定した付加価値税の増税が撤回され、富裕層や大企業への課税が強化された⁽¹⁾。また、アメリカにおいては、2013（平成 25）年 4 月に、オバマ大統領が予算教書を議会に提出し、その中には、高所得者層への課税強化となる「バフェット・ルール」（所得 100 万ドル超の者の税金が所得の 30%を下回らないようにする）の導入などが盛り込まれている^{(2) (3)}。

また、OECD においては、数年前から、（濫用的）租税回避スキームの文脈において、個人富裕層⁽⁴⁾への対応の必要性が指摘され⁽⁵⁾、2009（平成 21）年 5 月には、OECD 租税委員会は、個人富裕層等の税務コンプライアンス向上のための取組に関する報告書である「税務コンプライアンスに関する個人富裕層との協働（Engaging with High Net Worth Individuals on Tax Compliance）」（以下、「OECD 富裕層報告書」という。）を公表した⁽⁶⁾。

OECD 富裕層報告書は、その中で、富裕層

に焦点を当てる理由として、納税者を公正かつ平等に取り扱うことは税務行政の基本原則であるが、資源の制約から、特定のカテゴリーの納税者に焦点を当てる必要があり、個人富裕層については、その理由として、複雑性、税収（への影響）、機会及び法令遵守の 4 つが挙げられる、としている⁽⁷⁾。このうち、まず、「複雑性」については、個人富裕層は、国家間での移動が容易であるがゆえに、税務上の居所、租税条約の適用及び外国事業体などの取扱いなどにおいて、その他の納税者よりも複雑であり、また、個人富裕層は、多くの非公開会社などを有し、信託や財団に資産を分散するなど、複雑なビジネス上の取決めを持ち、多様な収入源を持っており、多くの課税対象となり得る、としている⁽⁸⁾。次に、「税収」については、個人富裕層は、所得税の大きな部分を負担しているなど、税収の太宗が個人富裕層に依拠しており、例えば、イギリスでは、納税者の上位 0.5%が所得税による税収の 17%を占め、ドイツでは、納税者の上位 0.1%が所得税による税収の 8%を占め、アメリカでは、納税者の上位 1%が連邦所得税の約 40%を占めており、また、相続税等については、（基礎）控除等を踏まえれば、個人富裕層は、その他の納税者に比し、相対的な貢献度は更に高くなっており、したがって、税収への貢献度を見ても、個人富裕層に焦点を当てることは、正当化される、としている⁽⁹⁾。さらに、「機会」については、個人富裕層は、

タックス・プランニングに精通しており、収入源が多様で、支配する事業体が多国籍であることなどから、租税回避を利用し得る機会が多くなり、さらに、タックス・プロモータなどへの依頼もしやすく、国家間を自由に移動できる、という点もその誘因の一つとなろう、としている⁽¹⁰⁾。最後に、「法令遵守」については、多くの国において、個人富裕層は、その所得等に比し、税負担が少ないという社会的な認識があり、これは、必ずしも事実ではないが、個人富裕層は、社会的な地位が高く、有名人であることなどから、その他の納税者よりもメディア等の注目を集めやすく、特に、税務上の違反は一層注目を集めやすいため、納税者のコンプライアンスに与える影響は大きい、としている⁽¹¹⁾。

(2) 本稿の構成

そこで、本稿においては、OECD 富裕層報告書に基づきながら、個人富裕層のタックス・コンプライアンスやその対応等について、我が国における「資産」課税の状況や租税の重要な機能の一つである所得再分配機能・我が国における所得再分配の状況、個人富裕層への対応を検討するに当たって重要な租税負担の軽減を図ろうとする動機、個人富裕層のタックス・コンプライアンス及び個人富裕層への対応について概観することとする。

2 「資産」課税の状況

(1) 「富裕層」の状況

「富裕層」については、メリル・リンチ、クレディ・スイス等から各種の「富裕層レポート」が出されている。

まず、メリル・リンチ・ウェルス・マネジメント (Merrill Lynch Wealth Management)・キャップジェミニ (Capgemini) (以下「メリル・リンチ」という。)の2011 (平成23)年版の「世界富裕層報告書 (World Wealth Report)」は、「主な居住用不動産、

収集品、消費財及び耐久消費財を除いて100万米ドル以上の投資可能資産を保有する個人」と定義される「富裕層」について、2010 (平成22)年に、世界の富裕層人口と金融資産の伸びはより安定的な水準に達し、人口は1,090万人となり、金融資産は42兆7,000億ドルに達した、としている⁽¹²⁾。

また、クレディ・スイス (Credit Suisse) の2012 (平成24)年度版の「世界富裕層報告書 (Global Wealth Report)」は、欧州債務危機及び世界的な景気減速を背景に、世界の家計の富の総額は2011 (平成23)年央から2012 (平成24)年央の過去12ヶ月間で、現行米ドル為替ベースで12.3兆ドル、前年比で5.2%減少し、223兆ドル (約17,394兆円) となり、地域別にみると、欧州の家計の富が10.9兆ドル減少した結果、アジア太平洋地域が欧州の総額を上回り、世界で最も富を保有する地域となった、としている⁽¹³⁾。また、100万米ドル以上の資産を保有する富裕層は、2,900万人となり、これは、世界の成人人口の1%に当たる富裕層が世界の家計の富の40%近くを保有していることとなる、としている⁽¹⁴⁾。

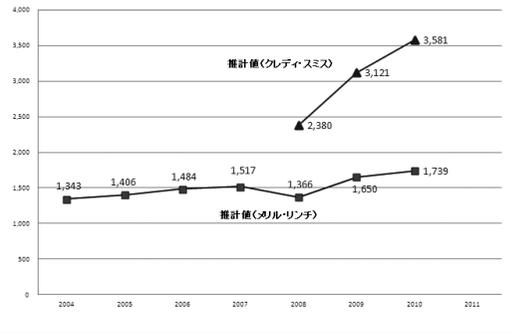
日本における富裕層の状況については、メリル・リンチは、2011 (平成23)年版の「アジア太平洋地域富裕層報告書 (Asian Pacific Wealth Report)」において、人口は173万9,000人、金融資産は4兆1,350億ドル (約362兆9,695億円 (1米ドル=約87.78円で換算)) とし、「日本はアジア太平洋地域で群を抜いて最大の富裕層市場となっている。2010年末時点で日本は単独で同地域の富裕層人口の52.5%、資産の38.2%を占めていた。もっとも、同国のマクロ経済成長の減速と株式市場パフォーマンスの相対的な低調さによる影響で、その伸びは他市場よりも緩やかなものにとどまった。」と分析している⁽¹⁵⁾。

日本の富裕層の金融資産の内訳については、現預金に29%、債券に26%、不動産 (商業

用不動産、不動産投資信託（REIT）、居住用不動産（主たる住居を除く。）未開発地、農地及び「その他」を含む。）に 23%、株式に 19%、オルタナティブ投資（仕組み商品、ヘッジファンド、デリバティブ、外貨、コモディティ、プライベート・エクイティ、ベンチャー・キャピタルを含む。）に 4%となっており⁽¹⁶⁾、これについては、「日本の富裕層は、他のほとんどの市場よりも保守的であるものの、国内の低金利が長年（10年以上）にわたって続くなかで、許容可能なリスクを取りつつ卓越した利回りを探し回りに習熟してきた。また、日本の富裕層には、成熟した国内市場で利用できる投資対象の選択肢が数多く存在している。その結果、単純な株式以上の投資商品を求める富裕層は、もっと複雑な仕組み商品など、代わりとなる多くの金融商品を選ぶことができる。仕組み商品は 2010 年に、日本の富裕層によるオルタナティブ投資のうち 26%を占め、平均の 22%を上回っていた。」と評している⁽¹⁷⁾。また、日本の富裕層による資産配分の地理的内訳については、アジア太平洋地域に 41%、北アメリカ地域に 31%、南アメリカ地域に 14%、ヨーロッパ地域に 11%、中東地域及びアフリカ地域にそれぞれ 2%となっているとしている⁽¹⁸⁾。

また、クレディ・スイスは、上述の 2012（平成 24）年度版の「世界富裕層報告書」において、日本については、2012（平成 24）年半ばまでの 1 年間でみると、2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災が景気にマイナス影響を及ぼしているにもかかわらず、日本の家計の富の総額は、対ドル円高進行の影響もあり（前年比約 2.5%）前年比 1.3%増の 28.1 兆ドル（約 2,190 兆円）に拡大、世界第 2 位の座を維持し、過去 1 年間で増加した富の総額は 3,680 億ドルと、世界の富の増加において日本はアメリカ、中国に次いで第 3 位の貢献国となり、また、日本における成人 1 人当たりの富の平均総額は前年比 1%増の 26 万

（図1）個人富裕層人口（千人）

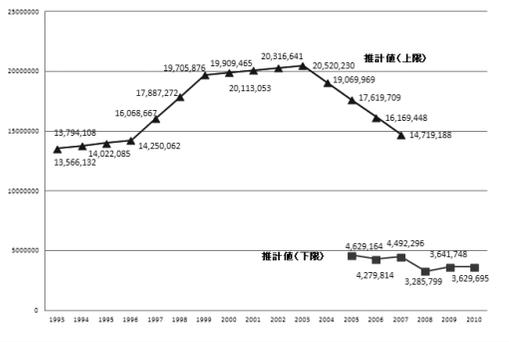


9,708 ドルで、世界第 5 位の水準であり、日本においては、100 万ドル以上の純資産を有する富裕層は前年比で 8 万 3,000 人増加し 360 万人とアメリカに続き世界第 2 位となった、としている⁽¹⁹⁾。

なお、我が国の場合、個人富裕層の数は、メリル・リンチの「世界富裕層報告書」等によれば、2004（平成 16）年 134 万 3 千人、2005（平成 17）年 140 万 6 千人、2006（平成 18）年 148 万 4 千人、2007（平成 19）年 151 万 7 千人、2008（平成 20）年 136 万 6 千人、2009（平成 21）年 165 万人、2010（平成 22）年 173 万 9 千人であるとされており、また、クレディ・スイスの富裕層レポートによれば、2008（平成 20）年 238 万人、2009（平成 21）年 312 万 1 千人、2010（平成 22）年 358 万 1 千人、であるとされており、後者（クレディ・スイス）の方が前者（メリル・リンチ）よりも多めの推計値となっており、それぞれを上限、下限とみることもできる（図 1 参照）。

また、同様に、これらの個人富裕層について、メリル・リンチやマッキンゼー・カンパニー（McKinsey & Company）、オリバー・ワイマン（OLIVER WYMAN）、ボストン・コンサルティング・グループ（Boston Consulting Group）の富裕層報告書を基に、個人富裕層に係る財産総額の上限と下限を求める（一部推計を含む。）と、上限については、2004（平成 16）年 1,906 兆 9,969 億円、2005

(図2) 個人富裕層に係る財産総額(億円)



(平成 17)年 1,761 兆 9,709 億円、2006(平成 18)年 1,616 兆 9,448 億円、2007(平成 19)年 1,471 兆 9,188 億円、下限については、2005(平成 17)年 462 兆 9,164 億円、2006(平成 18)年 427 兆 9,814 億円、2007(平成 19)年 449 兆 2,296 億円、2008(平成 20)年 328 兆 5,799 億円、2009(平成 21)年 364 兆 1,748 億円、2010(平成 22)年 362 兆 9,695 億円となる(図 2 参照)。

(2) 課税の状況

イ 租税の目的

租税の目的については、公共サービスのための資金の調達機能や景気調整機能と並んで「富裕な者からより多くの租税を徴収し、それを各種の社会保障給付に充てる方法」⁽²⁰⁾によって行われる所得再分配(富の再分配)機能が挙げられ、具体的には、累進所得税や相続税の場面において見られる⁽²¹⁾。

ロ 所得課税

(イ) 包括的所得概念に基づく総合課税制度

所得課税に当たっては、取得型所得概念の下において、所得の範囲をどのように構成するかについては、人の担税力を増加させる経済的利得は全て所得を構成することとなり、したがって、反復的・継続的利得のみではなく、一時的・偶発的・恩惠的利得も所得に含まれることになる「包括的所得概念」が、一時的・偶発的・恩惠的利

得であっても、利得者の担税力を増加させるものである限り、課税の対象にすることが、公平的負担の要請に合致する、全ての利得を課税の対象とし、累進税率の適用の下に置くことが、所得税の再分配機能を高めるゆえんである、所得の範囲を広く構成することによって、所得税制度の持つ景気調整機能が增大するとの理由から、一般的な支持を受けている⁽²²⁾。我が国においても、所得税法は、各種所得の金額の計算においてそれぞれの担税力の相違を加味しようという考慮に基づき、所得をその源泉乃至性質に応じて、譲渡所得・山林所得・一時所得等の所得類型を設けているが、利子所得乃至一時所得に含まれない所得を全て雑所得として課税の対象とする旨を定め、原則として各種所得の金額を合算し、それに一本の税率表を適用することとしているから、所得の範囲は包括的に構成されており、基本的に総合所得税であるといつてよく⁽²³⁾⁽²⁴⁾、累進構造の税率を採用することと相まって、所得の再分配の機能を有していると言える。

(ロ) 所得課税における再分配機能の制約

しかしながら、所得課税においては、所得の再分配機能の制約となる要素も見受けられる。

まず、租税理論においては、伝統的に、所得を勤労性所得と資産性所得の 2 つに分けると、勤労性所得は身体が資本であり、年齢や健康の制約があるほか、勤務時間による余暇の制限や勤務地に通う便宜による居住地の制限など所得を得るためには様々な制限があるのに対し、資産性所得は、土地・株式・利子などにみられるように、そのような制約は少ないと考えられることから、一般的に勤労性所得は担税力が低く、資産性所得は担税力が高いと言われてきた⁽²⁵⁾。

しかしながら、実際の所得税制は、近年、

産の取引に対する課税とは、不動産所得税や有価証券取引税等のように、資産の売買に対する課税であり、資産の保有に対する課税は、固定資産税等のように、資産（主として、土地・建物等の不動産）の保有に対する課税であり、資産の移転に対する税は、相続税や贈与税のように、遺産あるいは贈与としての資産の移転に対する課税である。

これらの資産の取引、保有、移転の各段階における課税については、まず、資産の保有に対する課税の根拠については、能力説に基づく根拠、便益説に基づく根拠及び富の集中を防ぐという観点があり、このうち、富の集中を防ぐという観点については、資産の保有に対する課税は、富の集中を減少させることにおいて、社会的にも、政治的にも望ましいとされる。また、相続税や贈与税といった資産の移転に対する課税の根拠については、財産の社会への返還説、財産のより平等な分配の観点、便益説の観点、所得税の一部としての相続税があり、このうち、財産のより平等な分配の観点については、財産の分配の不平等さは所得の分配の不平等さよりも大きいと考えられるところ、財産の分配の不平等度が大きいことは、民主主義的社会的政治的基盤を弱める弊害を有するし、所得の不平等の原因でもある。そして、相続制度は、富裕な親の子供として生まれるか、財産を持たない、あるいは財産を残さない親の子供として生まれるかという全くの偶然によって財産の分配の不平等を生ぜしめる最大の原因の一つであるから、相続税は、このような不合理な財産の分配の不平等を是正する有効な方法である。

相続税は、人の死亡による財産が移転する機会に課される租税であり、その課税根拠については、相続等により相続人等が得た偶然の富の増加に対し、その一部を税と

して徴収することで、相続等を受けた者と受けなかった者との間の負担の均衡を図り、併せて富の過度の集中を抑制するという「富の集中排除機能」に加え、被相続人等がそれまでにおいて受けた税制上の特典、その他による負担の軽減などにより蓄積した財産を、相続等による財産の移転の際に清算するという「所得税の補完機能」も併せ持つと考えられる。

この点に関し、相続税の課税方式には、大別して被相続人の遺産に焦点を当て、遺産の総額に対して課税する方式である英米系の遺産課税方式と、個々の相続人等が相続する遺産に焦点を当て、それらの者が相続した財産に対して課税する方式である大陸系の遺産取得課税方式の2つの方式があるところ、上述の相続税の課税根拠に照らせば、遺産課税方式は、「所得税の補完機能」によりその根拠を置くものと考えられ、遺産取得課税方式は、「富の集中排除機能」によりその根拠を置くものと考えられる。

また、贈与税は、贈与によって財産が移転する機会にその財産に対して課される租税であるが、相続税の補完税としての性質も持っている。すなわち、相続税のみが課されている場合には、生前に財産を贈与することによって、相続税の負担を回避することが容易であるため、そのような相続税の回避を防止する機能も持っており、事実、歴史的な経緯を見ると、贈与税は、このような相続税の補完として導入されたことが多いとされる。

(II) 相続税における「富の集中排除機能」の制約

上述のように、相続税についても、富の集中排除機能、即ち、所得の再分配機能を有しているが、その所得の再分配機能の制約となる要素がある。

まず、相続税における遺産課税方式と遺産取得課税方式の違いは、そもそも、「死」

に係る私法が、資産、権利及び負債が死亡により故人からその相続人へ直接承継する大陸法と、資産、権利及び負債は遺産そのものとして法的主体を構成し、これを代表者である遺言執行人が清算後、純資産を相続人に承継する間接承継の原則を採用する英米法に大別されることに関連付けられ⁽³⁷⁾、そのことから、国境を越える相続においては、まずどの(どこの国の)私法が適用されるかという問題が生じ、この私法の違いにより、課税対象者、課税時期及び遺産から発生する所得の所有者といった基本的な課税関係が異なってくる、という問題を招来する⁽³⁸⁾。つまり、「死」を契機とする相続については、まず、「死」に基因する課税を行わない国があり、さらに、「死」を契機とする相続としては、「死」に係る私法の違いに関連して、遺産取得課税方式を採る相続税と相続税遺産課税方式を採る遺産税を課す国があることになる⁽³⁹⁾。

このように、各国は、遺産、相続財産に課税する場合に、異なる課税方式や基準を用いており、相続課税問題は、所得課税の場合よりも複雑になり、国際的な重複課税が生じる一方で、国際的租税回避が行われることも多く⁽⁴⁰⁾、後者の場合は、相続税による「富の集中排除機能」を阻害する要因になりかねない。

また、人の死亡を起因とする財産の移転については、例えば、現住居以外の敷地を相続した者の平均年齢が過去 15 年間で約 7 歳上昇して約 63 歳となるなど、土地の相続が高齢者間で行われる、いわゆる「老々相続」が珍しくない状況になってきている⁽⁴¹⁾ように、高齢化の進展に伴って、相続による次世代への資産移転の時期が従来より遅れてきており、また、高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった社会的要請もあり⁽⁴²⁾、世代間の資産移転の重要性が指摘されてい

る。そのため、資産課税の枠組みにおいて、政策的な観点から、世代間の資産移転を促進する措置が講じられている。

具体的には、贈与税については、「暦年課税」とは別に、一定の要件に該当する場合に、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行う「相続時精算課税」を選択することができるが、これは、生前贈与を容易にして、次世代への資産の移転を促進するために、2003(平成 15)年度改正で創設されたものである⁽⁴³⁾。

また、2012(平成 24)年 1 月 1 日から 2014(平成 26)年 12 月 31 日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた受贈者が、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその住宅取得等資金を自己の居住の用に供する家屋の新築若しくは取得又はその増改築等の対価に充てて新築若しくは取得又は増改築等をし、その家屋を同日までに自己の居住の用に供したとき又は同日後遅滞なく自己の居住の用に供することが確実であると見込まれるときには、住宅取得等資金のうち一定金額について贈与税が非課税となる「住宅取得等資金の非課税制度」⁽⁴⁴⁾⁽⁴⁵⁾も同様に次世代への資産の移転を促進するために創設されたものである⁽⁴⁶⁾。

さらに、子や孫に対する教育資金⁽⁴⁷⁾の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに 1,500 万円までを非課税とする「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」も創設されたが、これも、60 歳以上の世代が資産全体の 6 割を保有する中で、こうした資金を若年世代に移転させるとともに、教育・人材育成をサポートするため、子や

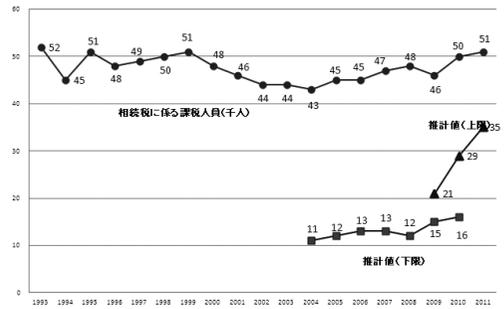
孫に対し行われる教育資金の贈与について一定の額を非課税とする措置を講ずるために行われたものである⁽⁴⁸⁾。

これらの世代間の資産移転の促進については、若年家計の住宅購入と世代間移転・不確実性の関係に着目した住宅購入タイミングの分析により、親世代からの世代間移転(資産の贈与)、労働市場の不確実性、近年の贈与と税制の変更、といった要因が若年家計の住宅購入確率に与える影響を検証した分析⁽⁴⁹⁾によれば、世代間移転としての贈与は住宅購入確率を上昇させる効果を持つ、生前贈与促進を目的とする近年の税制変更は、いずれも住宅購入を促進させる効果を持つ、労働市場の不確実性は住宅購入確率に対して負の効果を持つ、不確実性の増大による住宅購入の先送り効果は親からの贈与によって部分的に相殺される、という4点が明らかになっている⁽⁵⁰⁾が、同時に、相対的に資産を多く持つ個人が子世代に贈与を行い、かつ贈与を受けた家計が(そうでない家計に比べて)より高額の住宅を取得しているのであれば、贈与は世代を通じて資産格差を継続させる効果を持つ可能性がある⁽⁵¹⁾。

(II) 個人富裕層に対する資産課税の状況

上記「(1) 「富裕層」の状況」で推計した我が国における個人富裕層の上限値及び下限値を基に、それぞれに各年の死亡率を乗じて個人富裕層の死亡者数、すなわち、相続税の「課税人員」を推計すると、上限を画するクレディ・スイスの場合、2009(平成21)年2万1千人、2010(平成22)年2万9千人、2011(平成23)年3万5千人となり、下限を画するメリル・リンチの場合、2004(平成16)年1万1千人、2005(平成17)年1万2千人、2006(平成18)年1万3千人、2007(平成19)年1万3千人、2008(平成20)年1万2千人、2009(平成21)年1万5千人、2010(平成22)

(図4)相続税に係る課税人員



年1万6千人となる。これに対して相続税の課税人員の実績値は、2004(平成16)年4万3千人、2005(平成17)年4万5千人、2006(平成18)年4万5千人、2007(平成19)年4万7千人、2008(平成20)年4万8千人、2009年(平成21)4万6千人、2010(平成22)年5万人であるところ、「富裕層」の定義等が異なるので、単純に比較できないという点について十分留意する必要があるが、メリル・リンチ及びクレディ・スイスの富裕層レポートに基づいた富裕層の数を前提とすると、数値上は、個人富裕層のほとんどは相続税の申告を行っている、という見方もできる(図4参照)(もっとも、上述の定義には、個人の自宅(居住用不動産)は含まれないことなども考慮する必要はある。)

また、同様に、上記「(1) 「富裕層」の状況」で推計した我が国における個人富裕層に係る財産総額の上限値及び下限値を基に、各年の死亡率をそれぞれ乗じて死亡した個人富裕層に係る財産総額を求めると、上限については、2004(平成16)年15兆3,501億円、2005(平成17)年14兆9,460億円、2006(平成18)年12兆7,098億円、2007(平成19)年12兆7,419億円、下限については、2005(平成17)年3兆9,267億円、2006(平成18)年3兆6,288億円、2007(平成19)年3兆8,888億円、2008(平成20)年2兆9,307億円、2009(平成21)年2兆9,307億円、2010(平成22)年2兆9,307億円、2011(平成23)年3兆5,000億円となる。

成 21) 年 3 兆 3,479 億円、2010 (平成 22) 年 3 兆 3,929 億円となる。

これに対して相続税の課税価格の実績値は、2004 (平成 16) 年 9 兆 8,618 億円、2005 (平成 17) 年 10 兆 1,953 億円、2006 (平成 18) 年 10 兆 4,056 億円、2007 (平成 19) 年 10 兆 6,557 億円、2008 (平成 20) 年 10 兆 7,482 億円、2009 (平成 21) 年 10 兆 1,230 億円、2010 (平成 22) 年 10 兆 4,630 億円であり、これを見ると、実績値は、最小値は上回っており、最大値と比較しても、6 割から 8 割程度となっており、この点についても、数値上は、個人富裕層の資産は、ある程度課税対象となっていると見ることもできる。

(3) 所得再分配の状況

イ OECD 諸国の状況

所得再分配の状況について、OECD 諸国における格差の状況を見ると、2008 (平成 20) 年に発表された OECD 報告書『Growing Unequal? (格差は拡大しているか?)』によれば、OECD 諸国の 4 分の 3 以上で過去 20 年間に富裕層と貧困層の格差は拡大しており、過去 20 年ほどの経済成長は貧困層より富裕層に恩恵をもたらして、カナダ、フィンランド、ドイツ、イタリア、ノルウェー、アメリカなどの国では、富裕層と中間階級の格差も拡大し、また、一般に所得分布の広がりが大きい国ほど所得の貧困も広がっている⁽⁵²⁾。

また、2011 (平成 23) 年に公表された OECD 報告書『Divided We Stand: Why Inequality Keeps Rising (所得格差の中で: なぜ格差は拡大し続けるのか)』によれば、上記の OECD 報告書『格差は拡大しているか?』が明らかにした大半の OECD 諸国における富裕層と貧困層の格差の拡大については、それから 3 年が経過した後も進み、先進国では、人口の上位 10% の富裕層と下位 10% の貧困層の平均所得格差は

約 9 倍となっている⁽⁵³⁾。

このように、格差が拡大している要因については、人口構成の変化 (人口高齢化そのものではなく成人単身世帯数の増加を反映したもの)、常勤労働者の所得格差の拡大 (グローバル化、技能偏重の技術革新、労働市場関連の制度と政策に起因した高所得者層の一層の高所得化の進展)、資本所得と自営所得の極めて不平等な分配が挙げられ⁽⁵⁴⁾、中でも最も重要な要因は、賃金と給与の不平等の拡大であり、大半の国で、雇用者については、最も収入の高い 10% の層が、最も収入の低い 10% の層より、勤労報酬は急速に伸びている⁽⁵⁵⁾。

また、全体としては、1980 年代半ば (昭和 60 年頃) ~ 1990 年代半ば (平成 2 年頃) の格差拡大傾向の主たる原因となっていた市場所得格差の拡大に起因する大幅な不平等の拡大は、税制と給付政策によってある程度相殺されたが、1990 年代半ば (平成 2 年頃) ~ 2005 (平成 17) 年には、税制と給付制度の再分配能力の低下が所得格差拡大の主因となった⁽⁵⁶⁾。

先進国では、政府は格差拡大傾向を相殺するため増税と社会給付増を行っており、租税と給付制度が所得再分配等において果たす役割は依然として重要であるが、その実効性は、この 10 年間に低下しており⁽⁵⁷⁾、また、税制は給付に比べて、所得格差の是正で果たす役割が小さく、特に、高い累進所得税率と純資産税が廃止される動きが見られる過去 20 年はこれがあてはまる⁽⁵⁸⁾。

ロ 日本の状況

2009 (平成 21) 年度年次経済財政報告によれば、我が国においては、高齢化等の影響で、当初所得における所得格差は拡大傾向で推移しており、特に、「所得再分配調査」に基づく当初所得のジニ係数は、1990 年代後半 (平成 7 年頃) 以降、急速に上昇しているのに対し、税・社会保障 (医療等

の現物給付を含む。)による再分配後の所得のジニ係数は緩やかにしか上昇していないことから、この差は、所得再分配効果が強まったことで説明され、さらに、このようなジニ係数の改善度に見られる所得再分配効果を、社会保障による部分と税による部分に分けてみると、社会保障については、高齢化の影響、すなわち単純に高齢者が増加したことによって年金、医療などの給付が増加したことが大きい、税については、所得税負担軽減の一環として行われた所得税の最高税率の引下げや税率のフラット化など、近年の税制改正の影響などによって、その再分配機能が低下したためと考えられることなどを背景に、社会保障による改善度が高まっているのに対し、税による改善度が低下している⁽⁵⁹⁾。

我が国の所得格差と再分配効果について、OECD 加盟国との比較で見ると、再分配前と再分配後のジニ係数の水準は、再分配前所得で見ると、我が国は、OECD 平均をやや下回る程度である、再分配後の所得で見ると、我が国は、OECD 平均をやや上回った水準であり、このことから、我が国の所得格差は再分配前では比較的小さいが、再分配後は相対的に格差が大きい状態となっており、再分配効果はそれほど強くないことが分かり⁽⁶⁰⁾、このような再分配効果のうち、税による部分と公的移転による部分については、公的移転による再分配効果については、我が国は OECD 加盟国の中では小さいグループに入る、税による再分配効果の大きさを見ると、我が国は OECD 加盟国の中で最も小さい、どの国でも公的移転による再分配効果が、税によるそれを上回っており、特に我が国は、税による再分配効果が極めて小さいため、相対的に公的移転に対する依存度が高くなっている⁽⁶¹⁾。

3 動機

個人富裕層のコンプライアンス及びその対応を検討するに当たっては、個人富裕層を含め、一般に、租税負担の軽減を図ろうとする動機を分析することも重要である。

(1) 租税負担軽減に係る動機

租税負担の軽減を図ろうとする動機については、やや極論ではあるが、「ひとはいかなるときにも、いかなる比率の、いかなる課税をも、払いたがらない」⁽⁶²⁾ということが考えられる。裁判例でも、脱税の動機として、「働いて稼いだお金を税金として払うのは馬鹿らしいなどという身勝手な考えから本件犯行に及んだもの」と判示された事例⁽⁶³⁾がある。その背景には、「租税とは、・・・直接の反対給付なしに強制的に私人の手から国家の手に移される富の呼称にほかならない」⁽⁶⁴⁾、という租税の性質があり、この租税を租税たらしめる「強制性」と「無償性」こそが、租税が忌み嫌われる理由であるということが出来る⁽⁶⁵⁾。

しかしながら、現実には、ほとんどの納税者が多かれ少なかれ租税の負担に応じていることを踏まえると、租税負担の軽減については、租税を負担したくない、という動機だけでは十分には説明がつかない。

次に考えられるのは、租税の負担軽減に要する費用と、そのことによって軽減され得る租税額との比較衡量において、租税の負担軽減に要する費用がそのことによって軽減される租税額よりも小さければ、租税の負担軽減が図られる、ということである。分かりやすく言えば、関所を通る際の「通行税」について、要求される金額は、余り人の通らない別のルートを迂回するためにかかる経費、「関所破り」のコストにほぼ等しく、また、土地に対する租税についても、他の土地に引越す費用とほぼ等しく、所得に対する課税についても、その金額の限界は、別の場所への移転費用の額にほかならない、ということで、つまり、税金は、税金逃れにかかる費用とほぼ

等しいのであり⁽⁶⁶⁾、税金が税金逃れにかかる費用よりも高ければ、人は税金逃れに走るということになる。この点をより精緻にすると、「脱税の経済学」という議論になり、「その基本的なモデルは、租税を納付することによるコストと、脱税に対する制裁の期待値のコストを比較し、前者が後者を下回る場合に納税者が納税協力をを行う、というものである」とされ⁽⁶⁷⁾、「税金逃れ」に要する費用について、脱税が調査等によって発覚する確率等を基に計算した脱税に対する加算税や罰金等の制裁の期待値等も加えるもので、逆に言えば、納税者が、前者（租税を納付することによるコスト）が後者（脱税に対する制裁の期待値のコスト）を上回る場合には、脱税に走る、ということになる。

実際、2000(平成12)年にビジネス誌「フォーチュン」が、大企業の税金対策部長 1,000人を対象に調査したところ、46%が、彼らの報酬の成果は、何よりもまず、企業への実質課税率をどれだけ引き下げたかと言う基準によって査定されると答えており、また、16%が、彼らの仕事の第一目標は、税金の支払い方を、どう法律と調和させるかと言う研究だとしているとのことで、もちろん、申告した税金の真实性によって彼らの仕事が裁定されると答えた者は一人もいなかったとのことである⁽⁶⁸⁾。

つまり、納税者にとっては、租税自体もコストであると考えれば、そのコストを節減するための行為もその点だけを見れば十分に「合理性」を持っていると考えることも可能なのではないかと思われ、このことは、言い換えれば、利益最大化を目標に、機械的に法解釈を行っていくと、自ずと、租税をもコストとみなして、経済行動が選択されてしまうのではないかと、と言う懸念である。これは、あたかも、カーナビで目的地までの最短経路を検索しようとするようなもので、今では、自動車で移動する際にカーナビは欠かせない

が、カーナビについては、目的地を設定して、そこまでの最短距離を求めようとする、途中に通学路や生活道路があろうが、そこを含めて最短経路をはじき出すことになるように、利益の最大化、費用の最小化を目指して機械的に計算を行うと、脱税までも厭わない、ということになりかねない。

もっとも、「脱税の経済学」だけでも、脱税の動機を十分に説明できるものではない。もちろん、脱税は、全くの違法行為であり、その行為に対しては制裁が加えられるが、脱税に対する制裁が小さく、検挙の可能性も小さいがゆえに、制裁の期待値は小さい⁽⁶⁹⁾から、単に利益最大化の観点からは、脱税も厭われないはずであるが、実際には、全ての者が脱税に手を染める訳ではなく、ほとんどの納税者は多かれ少なかれ租税の負担に応じている。

また、ここで留意する必要があるのは、租税負担の軽減を図る方法には、少なくとも、節税、租税回避、脱税という区分があり得るが、租税負担の軽減を図る際に、その全ての行為が行われるとは限らない、という点であろう。租税負担を軽減する行為のうち、「節税」は「租税法規が予定しているところに従って税負担の減少を図る行為」であり、「租税回避」は、「私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除すること」であり、「脱税」は「課税要件の充足の事実を全部または一部秘匿する行為」である⁽⁷⁰⁾が、「節税」と「脱税」の間にある「租税回避」とは、租税法規が予定していない異常な法形式を用いて税負担の軽減を図る行為である点で「節税」とは異なり、また、課税要件の充足そのものを回避する行為である点で「脱税」とも異なり⁽⁷¹⁾、「節税」が全くの合法、「脱税」が全くの違法であるのに対し、「租税回避」は「偽りや不正行為でないとはいえ、通常でない法形式、いうな

れば、グレーな行為を用いる」⁽⁷²⁾のものであり、一種のグレー・ゾーンであるとも言えよう。

したがって、租税負担の軽減を図るに当たっても、あらゆる手段を講じて租税負担の軽減を図ろうとする者、すなわち、脱税も厭わない者もいれば、脱税など危ない橋は渡らず、また、グレー・ゾーンとも言える租税回避行為にも手を染めず、合法的な節税を駆使して適正に租税負担の軽減を図る者、脱税など違法な行為は行わないが、グレー・ゾーンである租税回避は用いて租税負担の軽減を図る者に分かれるものと考えられる。

(2) 遺産動機

親子間の資産の移転に関しては、人が「遺産をどのような動機付けで子孫に移転しているか」を明らかにする「遺産動機」という考え方があり、人々は遺産動機を持っているのか、また、遺産動機を持っているとしたら、どのような遺産動機を持っており、それが親や子の行動にどう影響するのか、を明らかにすることは、税制の有効性等を明らかにすることができ⁽⁷³⁾、相続税などの税制のあり方を検討する上でも重要である⁽⁷⁴⁾。

遺産動機の類型としては、まず、親は自らの老後の消費に充てるために貯蓄を行うが、親は一定の確率で死亡してしまうため、その貯蓄は必ずしも親が子のために意図的に貯蓄を行なったものではないにもかかわらず、遺産として子に移転されることになる、という考え方があり、こうした遺産は、偶発的遺産と呼ばれ、寿命の不確実性から起こる非自発的遺産で意図せざる遺産である⁽⁷⁵⁾ ⁽⁷⁶⁾。この場合、親は自らの老後のために貯蓄を行っているのであり、自らが亡くなった後に遺産に課税がなされても親の効用は変化せず、他方、子にとっては、遺産は「たなぼた」にすぎず、これに課税しても何ら歪みを生じないことから、相続税を最大限課税することが税制全体から見て最適ということになり、相続税率100%が望ましい、ということになる⁽⁷⁷⁾。

次に、親は自分の子に対して（世代間の）利他主義（愛情）を抱いており、親は子の幸福を思って遺産を移転するとする考え方があり、これは、利他的遺産と呼ばれ、この場合、人々は何の見返りもなくとも遺産を移転するはずであり⁽⁷⁸⁾ ⁽⁷⁹⁾、そのような場合、定常状態にはゼロの相続税率が望ましい、ということになる⁽⁸⁰⁾。

さらに、親は子の幸福ではなく、子に遺産を移転すること自体から効用を得るとの考え方を「贈与の喜び」と呼び⁽⁸¹⁾、これは、遺産を移転すること自体が親にとって喜びであり、子供の効用は親にとって関心事ではなく、遺産を移転するのは、「自分たちの老後の世話をしてくれるか否かにかかわらず、子供たちになるべく多く財産を残してやりたい」という動機からであって⁽⁸²⁾、親は子供たちの幸福ではなく、子供たちに財産を残すこと自体から効用を得ることになる。

また、戦略的遺産動機とは、親が遺産を移転するのは、子に親の面倒を見させようとするためであるとする考え方で⁽⁸³⁾、遺産を移転する者（親）は、潜在的な遺産受取人（子供）の行動に影響を及ぼすように遺産を利用する⁽⁸⁴⁾。これは、例えば、介護サービスの対価として遺産を移転するという考え方であり⁽⁸⁵⁾、子は遺産と引き換えに親の面倒を見ることになり、親が不動産等の主な遺産を、親と同居した子に対して残すケースは、こうした遺産動機に基づくものとも考えられる⁽⁸⁶⁾。

(3) 「動機」の意味するもの

租税負担の軽減を図ろうとする「動機」から導かれることは、まず、信念を持っていかなる税金も負担したくない、という動機に対しては、地道なことではあるが、「租税はお互いに負担し合うものだ」という認識を浸透させる、ということであり、租税はお互いに負担し合うものだと認識されると、租税抵抗が弱まり、むしろ進んで納税されることになる⁽⁸⁷⁾。また、租税の負担軽減に要する費用と、

そのことによって軽減され得る租税額との比較衡量から、租税負担の軽減を図ろうとする動機に対しては、負担することとなる租税額の軽減化と租税負担の軽減に要する費用の増大化とが一種の対抗策となろう。つまり、関所を通る際の「通行税」に例えれば、その「通行税」の負担の軽減を図るとともに、「関所破り」のコストをより高むものにする、ということである。さらに、遺産動機に関しては、その遺産動機が親自身の老後の生活の不安や、子の生活の不安に根ざすものであれば、その不安を解消するための社会保障の充実等が一種の対抗策となろう。

4 個人富裕層のコンプライアンス

(1) 個人富裕層の特徴

OECD 富裕層報告書は、個人富裕層については、大口資産家と高額所得者の双方を含むとした上で、次のような特徴があるとしている。

まず、大口資産家と高額所得者については、資産は相続されるので、高額所得は、長年の蓄積の結果、大口資産をもたらすという関連はあるが、課税上の危険性（リスク）の内容が異なるだけでなく、資産の形成・保全へのアプローチも異なり、したがって、その立場により、用いようとする税務戦略の焦点が異なる可能性があり、例えば、高額所得者の関心は、所得税が中心であるのに対し、大口資産家の関心は、相続税などより広範な税に向いている⁽⁸⁸⁾。

また、個人富裕層のライフ・サイクルにつき、資産の形成、構築又は獲得、（形成等した）資産の維持及び将来世代への資産及びその管理の移転という経路を取ることが考えられ、これを税務の観点から見ると、（資産の形成等）の局面では、所得税が中心的な課題となり、（将来世代への資産の移転）の局面では、相続税が中心的な課題となり得る⁽⁸⁹⁾。

次に、個人富裕層の資産の大半は、国内で保有されているものの、少なからぬ部分が国外で保有されており、「投資家が法的居住地も税務上の住所も有しない国に保有する資産」と定義される国外資産の割合は、世界の個人富裕層の総資産額の 6.9%を占めるとされ⁽⁹⁰⁾、日本については、個人富裕層による海外資産の割合は、1%とされている⁽⁹¹⁾。

また、一般に、個人富裕層は、その他の納税者に比べて、国家間を自由に移動することができ、これは、多国籍企業の上級幹部など的高額所得者及び大口資産家の双方に言えることであるが、税金だけが居住地の選択に当たった絶対条件ではなく、税金や金融サービスに対する規制、ライフ・スタイルなどとのバランスが考慮される⁽⁹²⁾。

(2) 個人富裕層のタックス・コンプライアンス

イ 税務環境

各国における全体的な税制等は、個人富裕層が租税回避等を試みるに当たった重要な要素となるもので、所得税の税率は引き下げられて来ているものの、依然として約 40%程度の水準にあり、これは、個人富裕層が所得税を軽減・回避する経済的インセンティブとなっている⁽⁹³⁾。この点は、上述の「3 動機」において説明したように、「租税の負担軽減に要する費用がそのことによって軽減される租税額よりも小さければ、租税の負担軽減が図られる」ということであるから、所得税の税率が高ければ、その分、租税の負担軽減によって軽減させる租税額はより大きくなり、租税の負担軽減をより図ろうとする、ということであって、以前から、限界税率が高すぎたりその累進が強すぎたりする場合には、一般に、事業意欲を阻害する恐れがある、租税回避の誘因となり、結果的に課税の公平を損なう恐れがある、租税回避のためのループホール探しといったエネルギーの浪費

や地下経済の横行による経済秩序の混乱といった弊害を生ずる、諸外国との比較において経済活動の海外移転や人材の海外移住を招くことになりかねない、といったような弊害があるとの指摘が行われている⁽⁹⁴⁾。また、個人富裕層は、個々の納税義務だけでなく、全体での税負担に注目しており、個人富裕層が事業体を有する場合、法人税に加え、消費税や給与に係る税が全体での税負担として考慮される⁽⁹⁵⁾。

ロ コンプライアンス

個人富裕層は、様々な(濫用的)租税回避スキームを利用する傾向がある。

まず、意図的に損失や控除を「生成」するスキームの利用があり、例えば、高額所得者は、ノンリコース・ベースの融資を利用して税額控除を拡大することにより税負担の軽減を図ったり、パートナーシップを利用したりし⁽⁹⁶⁾、企業家は、例えば、事業売買に関するキャピタル・ゲインに係る税負担の最小化に関して、利益を相殺するのに十分な(実際には生じていない)損失を創出する方法か、信託などを利用して居住地国では課税対象となる利益が生じないようにする方法を用いるなど、所得や資産の移転、事業等に対する損失の取得などに係る(濫用的)租税回避スキームの利用が多い⁽⁹⁷⁾。また、個人富裕層は、相続税の免税点(基礎控除額)が高いがゆえに、相続税の主たる課税対象となる可能性が高いため、相続税について、架空送金や贈与及び売買として隠された贈与等の基本的なスキームから、不動産等の資産に対する相続税を回避するための海外資産保有を目的とした信託や財団などを利用した巧妙なプランニングにまで及ぶ(濫用的)租税回避スキームの利用や税の軽減のみを目的とした有形固定資産など相続税が優遇される資産を取得したり、贈与について受贈者へ受益所有権の移転する前に非上場の企業やパー

トナーシップなどの事業体を經由させたりするスキームの利用が見られる⁽⁹⁸⁾。我が国においても、信託法が全面改正され、2007(平成19)年に施行され、これに合わせて2007(平成19)年度税制改正により、信託課税制度の抜本的な改正が行われ、相続税等に係る課税問題の解決が図られたが、それでもなお解決すべき問題があることが指摘されている⁽⁹⁹⁾。さらに、資産の売却等に当たっては、資産価値が上昇する場合、納税者は結果として生ずる課税額を排除又は軽減するスキームを利用しようとし、資産価値が下落する場合、損失を移転し、その他所得や利益を相殺するために利用しようとする傾向がある⁽¹⁰⁰⁾。

なお、(濫用的)租税回避スキームについては、その生成には、会計士、弁護士、銀行家及び税務・金融アドバイザーなどの関与が基本となっており⁽¹⁰¹⁾、個人富裕層から会計士等のプロモータ等に接触する需要主導型と、会計士等のプロモータ等がスキームを設計し、個人富裕層に接触する供給主導型とがある⁽¹⁰²⁾。供給主導型の場合、アメリカのケースを見ると、会計事務所等がスキームの提供に積極的で、主要銀行は、個人富裕層に資金を提供することによってスキームの利用を促進し、非課税となる組成体はその取引の相手役を務め、スキームの設計者は、金融上の助言を投資会社に求め、法律上の意見を法律事務所に求めている⁽¹⁰³⁾。需要主導型の場合、個人富裕層は、税の軽減を支援してもらう目的で会計士や金融アドバイザーに接近し、これらの者は、専門的な税務弁護士やその他のアドバイザーと協働してオーダーメイド型の商品を提供する⁽¹⁰⁴⁾。つまり、ある程度の所得が得られるようになると、金融機関などから様々な金融商品の勧誘が来るようになるが、本当の富裕層については、専門のチームが付いていて、その指導の下、資産運用や税務

対策がなされるようになる⁽¹⁰⁵⁾。

次に、キャピタル・ゲインへの課税が通常の所得への課税よりも有利であるため、通常の所得をキャピタル・ゲインに転換するスキームの利用も見られる⁽¹⁰⁶⁾。例えば、金融企業家は、収入の大部分が税率の低いキャピタル・ゲインの対象となるようにするなどしている⁽¹⁰⁷⁾。

さらに、個人富裕層は、一般に、国家間を自由に移動することができるため、各国に様々な事業体や個人資産を保有する可能性があり、税や法律その他の領域に関する様々な枠組みに対処することの複雑さ、コンプライアンスをより困難にする可能性があるとともに、租税回避の機会も増大する⁽¹⁰⁸⁾。例えば、国家間を移動する企業幹部は、そのメリットを活かそうとし⁽¹⁰⁹⁾、また、業績連動型報酬のヘッジファンドマネジャー等の金融企業家も、その事業の主要な要素は人と無形資産であり、どちらも国家間を自由に移動できることから、ある国における税制の大幅な変更は、税額の軽減を図るための事業機能等の移転に繋がる可能性がある⁽¹¹⁰⁾。端的に言えば、「ある国において税金を払うことを回避するもっとも簡単な手段は、税金について寛大な別の国の居住者になることである」⁽¹¹¹⁾ということである。F1のレーサー、テニスのスター・プレイヤー、ショー・ビジネスのスターといったような金持ちの有名人や国外で仕事をするビジネスマンなどがこの方法の最初の利用者であった⁽¹¹²⁾ように、スポーツ選手や芸能人も、それぞれの分野で成功している者は、高額は無形資産を形成し、肖像権、興行権、製品の推奨等に係る高額の手数料を得ており、その職業柄、国家間を移動することが多く、そのため、クロス・ボーダーに係る問題が突出している⁽¹¹³⁾。富裕投資家も、国家間を自由に移動することが多く、好ましい課税環境の国に魅力を感じる可能

性が強く、その場合、税務上の居住地を移動させるより、外国源泉の所得や利益に対して課される税を軽減する目的で、無税又は低税率で課税されるオフショア事業体を通じて投資を行っている⁽¹¹⁴⁾。また、相続税については、高すぎる相続税の負担を回避する目的で居住地を移転し、資産を再構成するという傾向も見られる⁽¹¹⁵⁾。

なお、個人富裕層について個別に見ると、高報酬の従業員は、報酬は短期的には高額であるものの、ストック・オプション等、現金以外の形態を採ることも多く、仕事の保障が低く不安定であるため税引き前の所得水準を維持しようとするインセンティブが強く⁽¹¹⁶⁾、企業家は、「起業型」の企業家の場合、課税上の危険性（リスク）に積極的であるのに対し、「事業承継型」の企業家も場合、長期的成功と資産の保全に主眼を置く⁽¹¹⁷⁾。また、金融企業家は、事業活動の性質上、金融・税務問題に精通しているため、比較的積極的な戦略を展開する傾向がある⁽¹¹⁸⁾。さらに、相当な金額を相続する個人は、その資産を維持するための手法等も受け継ぐ可能性がある⁽¹¹⁹⁾。

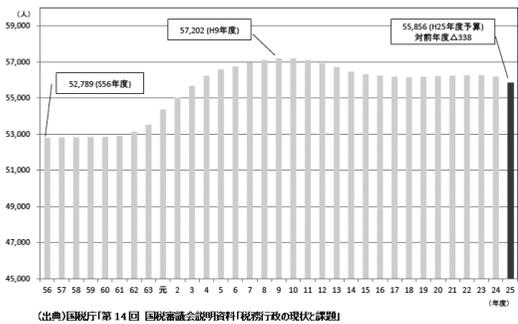
5 富裕層への対応

(1) 税務行政の現状

まず、富裕層への対応の前提として、税務当局が利用できる資源（リソース）が限られていることから、資源（リソース）は、課税ベースにとってより大きな脅威（ハイ・リスク）となると考えられる領域に集約されなければならない。ゆえに、個人富裕層に資源（リソース）を集中することは正当化される⁽¹²⁰⁾。

例えば、我が国について、国税庁の定員の推移を見ると、2013（平成 25）年度予算では5万5,856人と、ピーク時である1997（平成 9）年の5万7,202人から見ると1,300人余り減って、1991（平成 3）年以来の5万6,000人割れとなっており、国家公務員全体で定員

(図5) 国税庁の定員の推移



が削減されている中で、国税職員についても定員が削減されてきており、定員状況は厳しいものとなっている(図5参照)⁽¹²¹⁾。また、法人税、所得税及び消費税についての申告件数の推移を見ると、1989(平成元年)の2,111万件が、2011(平成23)年分で2,783万件と、3割ほど増えており、その間、制度改正の影響を受けて、若干の増減はあるが、全体として以前に比べて大分申告件数が増えている状況にある⁽¹²²⁾。一方、実調率の推移を見ると、法人については、以前は10%を超える水準であったが、1989(平成元年)年で8.5%、最近では約4%という水準になっており、また、個人については1%台と、実際に調査を行っている割合が最近是非常に低くなっている(図6参照)⁽¹²³⁾。この背景には、申告件数が増えていることに加え、一つ一つの事案が質的にも難しくなってきたり、調査等に要する時間もかかるようになってきていることもあるものと考えられる⁽¹²⁴⁾。

つまり、個人や企業による申告件数が近年著しく増加し、それら进行处理するための国税当局の事務量は大幅に増加し、また、経済活動においても、IT化が著しく進展するとともに、企業のみならず個人についても国境を越えた多様な経済・投資活動が増加し、それに伴う経済取引の複雑化や巧妙な租税回避行為などが、国税当局による調査・徴収事務を従来に増して困難なものにしているように、税務行政を取り巻く環境は、質・量ともに厳し

さが増してきており、一方、厳しい行財政事情の下で、国税庁の定員は、依然として厳しい状況にあり、上述したような厳しい環境の下で、従来以上に、人的・物的資源を効果的・効率的に配分しながら、メリハリのある税務行政を進めていく必要性が生じている⁽¹²⁵⁾。

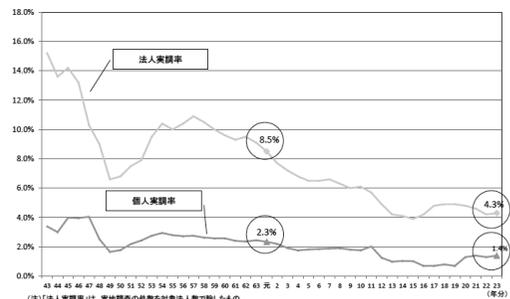
(2) 執行上の対応

イ 効果的な情報収集・活用

そこで、個人富裕層への具体的な対応としては、まず、効率的な情報収集とその活用があり、税務当局は、資源(リソース)を集中して、富裕層に係る生活様式、財産、個人的興味の対象や事業を行う場所など、様々な公開情報について、雑誌や新聞、インターネットなどから、収集するとともに、他の政府機関、規制当局、富裕層に関する個人情報を有する第三者機関から頻繁に情報の提供を受けるなど、個人富裕層に関する情報を最も効果的に収集することが考えられる⁽¹²⁶⁾。

また、濫用的租税回避スキームについては、当該濫用的租税回避スキームの類型に関する情報の早期入手が不可欠であり、このような情報は、調査等を通じてもたらされているが、調査等を通じた情報収集については、当該スキームの利用と申告、調査との間に時間差があり、税務当局が古いスキームを把握し、その処理に追われる間に、スキームは更に進化していくこととなりかねないことから、当該スキームに係る情報

(図6) 実調率の推移



(注)「法人実調率」は、実地調査の件数を申告法人数で対した割合、「個人実調率」は、実地調査(50%以下は実地調査報告書を以て)の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したものを示す。

(出典)国税庁「第14回 国税審議会説明資料「税務行政の現状と課題」

収集を早期に行い、抜け穴を塞ぐのに必要な時間を短縮するためには、後述するように、濫用的租税回避スキームの開示を義務付けることも考えられる⁽¹²⁷⁾。

この点については、我が国においては、濫用的租税回避スキームの開示を義務付けるものではないが、納税者の予測可能性を高めるために、事前照会制度を設けており、具体的には、納税者が実際に行う取引などへの税法の具体的な適用関係に不明な点がある場合は、税務署や国税局で事前照会に応じており、このうち、文書による回答の求めがあった場合には、一定の要件の下に回答を文書で行うとともに、他の納税者の予測可能性の向上に役立つよう、その内容を国税庁ホームページで公表するなどしている⁽¹²⁸⁾。

□ 国際協力

次に、個人富裕層は国家間を自由に移動し、複数の国に存在する可能性があるため、国際協力は個人富裕層の濫用的租税回避を摘発するのに有効であり、税務当局は、特にクロス・ボーダーの問題に取り組む上で、協調し対象を絞った方法で協力する必要があり⁽¹²⁹⁾、一部の国は、JITSIC (Joint International Tax Shelter Information Centre (国際タックスシェルター情報センター))を通じて個人富裕層に係る租税回避スキームに関連した情報交換を行っている⁽¹³⁰⁾。

個人富裕層への対応に係る国際協力については、2009 (平成 21) 年 5 月の第 5 回 OECD 税務長官会議 (FTA) における総括声明「税務コンプライアンスに関する個人富裕層との協働」において、「戦略・業務レベルの双方における、より一層の国際的な協力は、税務当局間の、特にクロスボーダーの変化に関する情報や知見の共有を促進するだろう。」と述べられ⁽¹³¹⁾、その後、2010 (平成 22) 年にトルコのイスタンブ

ールで開催された第 6 回 OECD 税務長官会議 (FTA) においても、その声明において、個人富裕層について、「我々は、個人富裕層の税務コンプライアンスに係る経験や知識を共有するため税務当局間の専門家のネットワークを構築した。かかるネットワークにより、個人富裕層による濫用的租税回避への対抗戦略の傾向、個人富裕層がもたらす税務リスクへの組織的対処、協調戦略及び個人富裕層による過去のノン・コンプライアンスに関する自主開示イニシアチブなどの情報を共有してきた。我々は、引き続き情報を共有し、このイニシアチブへのその他の国の参加を歓迎する。」との言及がなされ⁽¹³²⁾、さらに、2011 (平成 23) 年にアルゼンチンのブエノスアイレスで開催された第 7 回 OECD 税務長官会議 (FTA) においても、「オフショア・ノンコンプライアンスへの対応」が議論され、2011 (平成 23) 年に設置されたネットワークと呼ばれる各国当局の専門家会合の活動状況に関する報告がなされ、租税回避スキームに関する情報共有や租税条約等に基づく情報交換を更に推進するなど、各国当局間での協力をより緊密に行うことにより、国際的な租税回避に対抗していくことの重要性が強調された⁽¹³³⁾。直近でも 2013 (平成 25) 年 5 月に、モスクワで、第 8 回 OECD 税務長官会議 (FTA) が開催され、「質の高いサービスを提供することによって税に関するコンプライアンスを高いレベルで確保することとともに、地下経済を含む、あらゆる形態の脱税及び濫用的租税回避に効果的に対応することに努めている」とした上で、OECD 加盟国の税務当局は、「一体的な行動を行うことを合意し、団結して税務行政の効率を向上させることを決意するとともに、国際的な脱税及び濫用的租税回避に断固として対抗する」との声明が出され、「各論」として、「オフショアにおける脱税」に

ついて、各国税務当局は、「オフショアにおける脱税の発見において条約相手国と情報を共有する」とし、具体的には、「国境を越えた金融取引についての情報収集能力の改善、銀行取引の解明、及び複雑なスキームにおける真の受益者の特定を行うためのツールを開発した」とし、また、オーストラリア、イギリス及びアメリカの3か国は、「オフショアを利用した複雑なスキームを明らかにする極めて大量のデータをすでに入手しており」、他の加盟国にとって「関連のある情報については、これを共有すべく利用していく予定」としており、さらに、幾つかの加盟国が「国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）に対し、オフショアにおける脱税について取得した情報を提供するよう要請した」とし、また、「税の透明性と情報交換の拡大」について、各国税務当局は、「透明性の向上と包括的な情報交換を希求する」とした上で、「情報交換を可能にする協定のネットワークは大きく広がっており、・・・税務調査官に必要な訓練を行うとともに、これらの協定における条項の利用を速やかに拡大し、そのような協定に基づいて得た情報の有効かつ安全な活用を確保する。さらに、我々は自動的情報交換への関心の拡大を歓迎し、今後の基準となることが期待される自動的情報交換に向けて取り組むこと、また、適切に条約相手国と自動的情報交換を行うことを全ての国に対して促す」としている⁽¹³⁴⁾。

また、JITSIC については、アメリカ・ワシントン（2004（平成 16）年～）及びイギリス・ロンドン（2007（平成 19）年～）に開設されており、参加国の代表者により、国際的租税回避スキームについての情報交換が行われることにより、スキームの全貌が速やかに解明されるとともに、当該スキームの販売仲介者や顧客に関する情報の活用が容易になることなどが期待され

ているもので、国税庁からも、国際的租税回避スキーム解明の専門家が派遣されている⁽¹³⁵⁾。

八 広報戦略

さらに、広報は、納税者一般のコンプライアンス行動に大きな影響を及ぼし、社会の注目度の高い個人富裕層においては、特に効果的であり、税務当局は、税務上疑義のあるスキーム等についての情報やより広範な適正申告の周知など、様々な広報戦略を利用できるとともに、多くの国は、訴訟を通じて、個人富裕層に対し、「濫用的租税回避の利用には危険性（リスク）がある」という警告を発している⁽¹³⁶⁾。

例えば、上述の第 8 回 OECD 税務長官会議（モスクワ）においては、その総括声明において、「脱税者及びこれを手助けしている者」に対しては、「どれほど必死に隠そうとしようが、我々は必ず見つけ出す」と云う極めてシンプルなメッセージを発している⁽¹³⁷⁾。また、我が国においても、上述の「オフショアを利用した複雑なスキームを明らかにする極めて大量のデータ」について、国税庁は、2013（平成 25）年 5 月、オーストラリア国税庁から、同庁が入手したオフショア（いわゆるタックスヘイブン国・地域等）に所在する事業体（法人・信託等）に関する大量の情報のうち、我が国の納税者に関連すると見込まれる情報の提供を受けたことを明らかにし、当該情報については、既に分析を開始しており、今後、国際的な課税逃れや、2014（平成 26）年から提出が必要となる国外財産調書の提出義務者等の把握の端緒となるものと見込んでいる、と公表している⁽¹³⁸⁾。また、東京国税局は、某法人が開発・商品化した、企業が新規投資する償却資産を単年度又は複数年度において有利な償却比率で損金処理すると称するサービス等について、東京国税局の審理担当課に対し、当該商品が、リー

ス取引、売買、金融取引のいずれにも該当しないと見解とする同社の見解について、国税局の見解を求められたのに対し、「貴見のとおり取り扱われるとは限りません」と回答したにもかかわらず、その後、同社が、同社のホームページに、当該商品の税務上の取扱いについて、東京国税局から、東京国税局の単年度において100%又は自由な償却比率で損金処理することができる旨の回答を受けた旨の記載がなされていたことから、東京国税局は、同社に対し、同社のホームページの事実と反する記載の訂正・削除などを求めたが、改善が見られないため、同社に対し、抗議書及び警告書を送付するとともに、東京国税局のホームページの「お知らせ」欄に、「誤解を招くホームページにご注意ください」と題し、同社の社名等を明記して、注意喚起を行う注意文書を掲示し、消費者等国民に対する情報提供を行っている⁽¹³⁹⁾。

二 訴訟戦略

濫用的租税回避に係る法律の適用については、税務当局と納税者の間で見解の相違があると、最終的には、「訴訟」に持ち込まれることとなるが、訴訟を行うことは、訴訟費用等の追加費用の発生も含め、納税者とそのアドバイザーにとって一段と危険性（リスク）が高くなり、市販の濫用的租税回避商品への需要を抑制することとなる⁽¹⁴⁰⁾。ただし、我が国においては、不服審査前置主義を採っており、審判所の審理（裁決）については、行政組織内の判断（処分）であることから、審判所の裁決については、納税者サイドは更に行政訴訟を提起できるが、課税当局サイドは行政訴訟を提起できないと云う点に留意する必要がある。

ホ 協力的戦略

税務当局は、個人富裕層に起因する問題に対応するために、納税者に自主的に関連情報を提供するよう協力を求め、濫用的租

税回避等を減少させるために納税者の行動に影響を及ぼすことを目標とした戦略を検討すべきである⁽¹⁴¹⁾。

この協力的戦略については、納税者と税務当局との間の信頼と協力関係の構築に基づいていることから、税務当局サイドにおいては、成熟した法制度、守秘義務の尊重、公平性、比例性、誠実な対応及び能力が不可欠な前提条件となる⁽¹⁴²⁾とともに、個人富裕層とそのアドバイザーによる積極的な参加や税務当局に対する信頼の醸成等が必要である⁽¹⁴³⁾。

ヘ 個人富裕層に重点を置いた取組み

近年、国税庁においては、税務調査等については、大口・悪質な不正事案に厳正に対応するほか、社会・経済情勢の変化に鑑み、富裕層・無申告・国際化事案などの重点課題に積極的に取り組むこととしている旨説明し⁽¹⁴⁴⁾、富裕層については、「調査において重点的に取り組んでいる事項」として、「資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施」することを挙げ、具体的には、高額な所得が見込まれるが申告額が少なかったり、そもそも申告を行っていない者などについては、資産運用の多様化・国際化も念頭に置いた上で調査等に取り組んでいる、とし、「海外資産等の申告除外を把握した事例」として、会社役員が、海外で受領した報酬を海外金融機関に留保の上、これを運用し、多額の運用益を得ていたが、申告から除外していた事例及び相続税の申告から除外されていた海外預金を、海外の税務当局との情報交換によって把握した事例を挙げている⁽¹⁴⁵⁾。

(3) 組織上の対応

イ 専門家の採用

税務当局が個人富裕層に係る税務上の問題についての専門家を採用することは、その個人富裕層への対応能力を向上させ、個人富裕層等との関係を改善することに有

効であり⁽¹⁴⁶⁾、具体的には、個人富裕層の顧客に直接関与した経験を持つ専門家を採用することは、タックス・プランニングの需要を促進する重要な要因等についての理解を深めることになる⁽¹⁴⁷⁾。

我が国においても、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務手法を体得している者について交流採用をして行政運営の活性化を図り、もって公務の能率的な運営に資することを目的とする「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(官民交流法)⁽¹⁴⁸⁾や行政の高度化、多様化、国際化などが進展する中で、これらの変化に的確に対応して、国民の期待する行政を遂行していくために部内育成だけでは得られない有為な部外の人材を活用していく観点から民間人材の採用の円滑化を図るため、公務に有用な専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用することなどができるようにする「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(任期付職員法)⁽¹⁴⁹⁾が制定されるなど制度が整備されており、国税庁においても、東京国税局等における国際調査審理官等の国際課税の専門職や国税不服審判所における国税審判官に、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家を任期付職員として採用している⁽¹⁵⁰⁾ ⁽¹⁵¹⁾。

□ 専担部署の設置等

税務当局が、その部内に個人富裕層に関する情報を収集する専担部署を設置することにより、当該専担部署が、中心的になって、個人富裕層等に係る情報の収集及び管理について、運用部署へのスキームの詳細の提供、運用部署に情報を伝達するための特定の枠組みの提供などを行うことは有効である⁽¹⁵²⁾。

当該専担部署の機能については、個人富裕層に係る情報の収集・管理のほか、個人富裕層に、法令を遵守しない場合は税務当

局から追及される可能性(リスク)があるとの明確なメッセージを伝えること、それにより濫用的行動を軽減し、コンプライアンスを高めること、また、税務職員の専門性を高め、個人富裕層のアドバイザーの専門知識等に対抗できるようにすることなどである⁽¹⁵³⁾。

我が国においても、必ずしも個人富裕層専担ということではないが、国際的租税回避への対応の充実の観点から、2002(平成14)年から、主要な国税局に「国際化対応プロジェクトチーム」を設置するなどして、国際的租税回避スキームの把握と実態解明、調査等の充実・強化に取り組んできたところであり⁽¹⁵⁴⁾ ⁽¹⁵⁵⁾、この取組みについては、国際取引が年々増加する一方であり、また、その取引には金融や法律・税の専門家などが関与した、より一層複雑なスキームが用いられるようになったことから、更なる国際取引への適正な課税の実現のため、2009(平成21)年に、新たに専門的かつ組織横断的な事務運営を行う部署として、東京国税局及び大阪国税局の課税第一部に国際取引を専門に担当する統括国税実査官部門が設置され、国際租税回避スキーム等に関する情報収集、実態解明、調査の企画・立案、分析及び調査支援の充実が図られてきている⁽¹⁵⁶⁾。

八 職員の能力向上

個人富裕層への対応に当たる専担部署等において、個人富裕層を担当する職員については、「ビジネス実務の認識」は非常に重要であり、具体的には、金融上の取極め、投資及び資産のプランニングに用いられる組成体(信託、基金、財団等)、国際課税問題(税務上の居住地、二重課税条約、被支配外国子会社、外国信託及び外国投資ファンド等)、相続問題、プライバシー問題、個人富裕層のリスクポジションなどについての知見が必要である⁽¹⁵⁷⁾。ま

た、ビジネス実務の認識は、最新の状態に保たれる必要があり、したがって、そのため、研修と能力開発が継続して行われることが重要である⁽¹⁵⁸⁾。

また、個人富裕層を担当する職員は、専ら担当部署が担当する諸税について高度な専門的知識等が必要であり、特に、個人富裕層に影響を及ぼす可能性が最も高い税務上の規定（居住者ルールなど）に関する知識が必要であり、また、関連する税が多いことから、照会等に対応できるように、関連する税に関する全ての一般知識が必要とされる⁽¹⁵⁹⁾。

これらの点については、国税庁においても、国際課税の観点から、職員の研修機関である税務大学校において、国際課税に関する法規や租税条約、金融取引、語学などの研修を実施し、職員の国際課税に係る調査能力の向上を図っている⁽¹⁶⁰⁾。

(4) 制度上の対応

イ 租税回避行為否認規定

また、税務当局が意図した範囲を超えて法律を拡大解釈しようとするスキームを防止するために、一般的租税回避防止規定や個別的租税回避防止規定は有効であるが⁽¹⁶¹⁾、一般的租税回避防止規定は、あらゆる形態の租税回避に対する万能薬ではなく、個別的租税回避防止規定等により補完されなければならない⁽¹⁶²⁾。その場合、税務当局は、収集した情報を基に、租税回避商品に焦点を絞った税制改正を行うことにより、濫用的租税回避の機会を更に減ずることが可能になる⁽¹⁶³⁾。

ただし、租税回避防止規定のうち、一般的租税回避防止規定については、「否認の要件は一般的・抽象的にならざるを得ないから、解釈上否認を認めた場合と同様に、法的安定性・予測可能性が害されるおそれが大きい」⁽¹⁶⁴⁾と云うデメリットが指摘され、現在、租税回避行為が増加傾向にあると考

えられること、また、そのような租税回避行為に対して課税当局が必ずしも有効な対抗策を持ち得ていないことから、一般的否認規定の導入の必要性を指摘する声もある⁽¹⁶⁵⁾が、一般的否認規定に対する消極的な意見も有力である現状においては、一般的否認規定導入の条件とされる「全体の判例、学説等が統一してくるという時期」は未だ至っていない⁽¹⁶⁶⁾と言え、その導入は容易ではないと考えられる。

ロ 資料情報制度の充実

上述の個人富裕層に係る情報収集については、個人富裕層に対し、その資産や負債に係る財産状況報告書の提出といった情報の提供を要求することも考えられる⁽¹⁶⁷⁾。

我が国においては、所得税法等において、支払調書、源泉徴収票、計算書及び調書（法定資料）の提出義務が課されているほか、租税特別措置法等において、国外資料提出義務や市町村長等による死亡又は失踪に関する情報の通知義務、総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類の確定申告書への添付義務や総収入金額報告書の提出義務も課されており、これらも広い意味での資料情報制度に当たるといえることができる⁽¹⁶⁸⁾。

なお、法定資料については、国外財産の把握体制が十分でない中、内国税の適正な課税及び徴収に資するため、一定額（5,000万円）を超える国外財産を保有する個人（居住者）に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める国外財産調査制度が創設され、2014（平成26）年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されることとなったが、その背景には、国外に所在する財産から生じる所得等については、従来から国外送金等調書をはじめ、税務調査その他の調査において収集した情報や、外国当局との情報交換により得た情報に基づき、適正な課税の確保に努めてき

ていたものの、こうした国外財産については、日本の税務当局が外国金融機関等に調査権限を行使することや、資料情報の提出を求めることは執行管轄権の制約から困難であり、また、条約に基づく情報交換により網羅的に納税者情報を求めることは困難であるなど、その把握体制には限界もあり、このような状況の下、近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る所得税や相続税の課税漏れが増加してきており、国外財産に係る課税の適正化が喫緊の課題とされたことなどを踏まえ、適切な課税・徴収の確保の観点から、国外財産に係る情報の的確な把握への対応として、諸外国の例も参考にしつつ、納税者本人から国外財産の保有について申告を求める仕組みとして「国外財産調書制度」が創設されることとなったものである⁽¹⁶⁹⁾。

八 情報開示の義務化

濫用的租税回避スキームについては、当該濫用的租税回避スキームの類型に関する情報の早期収集を図り、抜け穴を塞ぐのに必要な時間を短縮するためには⁽¹⁷⁰⁾、当該スキームの早期開示を義務付ける強制開示制度が有効であり、これにより、当該スキームが課税ベースに重大なリスクをもたらすとみなされた場合にはその利用を阻止するために法律を迅速に改正することが可能になり、また、濫用的租税回避取引に関する情報について報告義務を課すことも有効である⁽¹⁷¹⁾。

この情報開示の義務付けについては、当該スキームに係るプロモータを対象とすることも考えられるが、我が国の場合、我が国において公認会計士などのタックス・プロモータへの報告の義務付けが可能か、氏名を特定しない第三者情報に係る提出義務を法律に規定できるか、報告対象となる取引について定義できるか、これまでの法定調書と比較して詳細な報告内容の

ものを提出させられるか、タックス・シエルターに係る報告義務違反に対して厳しい罰則規定を置くことは可能か等の疑問が呈されており⁽¹⁷²⁾、中でも、「氏名を特定しない第三者情報に係る提出義務を法律に規定できるか」については、そもそも報告対象となる取引について定義できるのであれば、むしろ、同様のことを一般的否認規定として税法に規定するべきではないか、という疑問が生ずる余地がある⁽¹⁷³⁾。

二 罰則等の強化

濫用的租税回避行為を減少させるためには、濫用的租税回避スキームの効果を減少させるようにする必要があり⁽¹⁷⁴⁾、具体的には、濫用的租税回避スキームの利用に係る罰則は有効な抑止力となり、当該スキームへの需要を減退させる⁽¹⁷⁵⁾。

濫用的租税回避行為については、納税者だけでなく、当該濫用的租税回避行為に係るプロモータ等にも罰則を課すことが考えられるが、そのためには、納税者による脱税を必要とするため、納税者が善意で行動した場合、税務当局は、プロモータの責任を追及できない可能性がある⁽¹⁷⁶⁾。また、プロモータについては、罰則に加え、スキームの販売を中止させる命令等、他の制裁を課すことも考えられ、当該制裁については、職業倫理規定に基づくプロモータの問責、営業停止処分、弁護士資格の剥奪などの職業団体による措置も含まれ得る⁽¹⁷⁷⁾。さらに、プロモータは、スキームが課税上否認された場合に、顧客から民事訴訟を起こされる危険性(リスク)を負うことになることは、その活動の抑制要因となり得る⁽¹⁷⁸⁾。

ただし、例えば、租税回避商品を開発・販売したプロモータに対して罰則を課す制度を導入するとしても、どのような場合に罰則が課されるかについて、予測可能性を確保する必要があり、具体的には、まず、租税回避商品を用いた納税者の租税回避行

為を否認したことに基づいて、当該租税回避商品を開発・販売したプロモータに罰則を課す場合は、どのような場合に当該納税者の租税回避行為が否認されるかを具体的に明らかにする必要があり、また、租税回避商品自体を根拠に当該租税回避商品を開発・販売したプロモータに罰則を課す場合も、罰則の対象行為を明示すると云うことは、とりもなおさず、どのようなものが租税回避商品に該当するかを明確にすると云うことであり、いずれにしても、「租税回避」等の定義を立法化することにほかならず、結局は、一般的否認規定の創設と同様の困難性を抱えると言っても過言ではない⁽¹⁷⁹⁾。

ホ 過去の脱税等に係る自主開示の促進

国際的な情報交換の促進により、納税者に係る所得や資産について、当該情報交換等により税務当局が把握する前に、納税者による自主開示を促進する可能性があり⁽¹⁸⁰⁾、この場合、過去の脱税等について、税務当局が把握する前に自主開示がなかった場合には、厳正に対処する一方で、自主開示等を促進する措置も講じている⁽¹⁸¹⁾。この自主開示を促進する措置としては、資産や所得を正しく申告していなかった納税者が自主的に開示・申告を行った場合に、これに本来ならば課される加算税等を減免したり刑事告発を免除したりする制度（タックス・アムネ스티（租税特赦））⁽¹⁸²⁾が考えられる。

(5) 所得再分配機能の強化

イ 所得税の最高税率の見直し

2013（平成 25）年度の税制改正において、現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得 4,000 万円超について 45%の税率を設けることとなり、2015（平成 27）年分以後の所得税について適用されることとなった。

この改正については、所得税について、これまでの大幅な累進緩和の結果としてフ

ラット化が進み、我が国経済に格差拡大の傾向が見られる中で、所得再分配機能が低下しているという状況を受けて行われたものである⁽¹⁸³⁾。

ロ 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し

2013（平成 25）年度の税制改正において、相続税の基礎控除について、現行の「5,000 万円 + 1,000 万円×法定相続人数」を「3,000 万円 + 600 万円×法定相続人数」に引き下げるとともに、相続税の最高税率を 55%に引き上げるなど税率構造の見直しが行われ、2015（平成 27）年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されることとなった。

また、贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する見直しが行われた。

この改正は、相続税について、地価が大幅に下落する中においても、バブル期の地価上昇に対応した基礎控除や税率構造の水準が据え置かれてきた結果、課税割合が低下する等、富の再分配機能が低下しているという状況を受けて行われたものである。

6 終わりに

現行の社会保障制度の基本的な枠組みが構築された 1960 年代（昭和 35 年～昭和 45 年）から今日に至るまでの間に、社会保障制度の前提となる社会経済情勢は、少子高齢化の進展、雇用環境の変化、家族のあり方の変容、経済成長の停滞など、大きく変わっており、このような変化の中で、「社会保障・税一体改革」は、社会保障の充実・安定化と財政健全化は、我が国にとって待ったなしの 2 大目標となっている⁽¹⁸⁴⁾。

現在の日本の非常にひっ迫した財政状況については、OECD 諸外国における政府の総支出・社会保障以外の支出・租税収入を対 GDP

比によると、政府の支出（国民の受益）は低いものの、政府の収入（国民の負担）が更に低くなっているために受益と負担のバランスがとれていない状況にあり、このような日本の社会・経済情勢の変化に対応し、安心して持続可能な社会保障制度の実現を目指すことを目的として、消費税をはじめとする税制抜本改革により、社会保障の充実・安定化と財政健全化を同時に達成させることへの第一歩として「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定されたものである⁽¹⁸⁵⁾。

また、これまで見てきたように、我が国の社会における「富の再分配」については、様々な要因が相まって、最近になって弱まってきており、租税における「所得の再分配機能」の低下は、必ずしもその主因ではないが、その一因となっていることが指摘されている。

租税における「所得の再分配機能」については、様々な議論があるが、今日では、種々の社会問題の登場とともに、その解決のために国家が何らかの程度において分配状態の是正＝再分配を行うことが不可避となるとともに、国家の正当な任務の一つであると考えられるようになった⁽¹⁸⁶⁾。

したがって、財政健全化の一助となるとともに、「富の再分配」をより機能させる観点から、我が国においても、富裕層への対応をよりの確に行うことが求められているものと考えられる。

もちろん、個人富裕層については、その所得等に比し、税負担が少ないという社会的な認識は、必ずしも事実ではない⁽¹⁸⁷⁾が、所得税の大きな部分を負担し、相続税等についても相対的な貢献度は更に高くなっており⁽¹⁸⁸⁾、その対応の充実を図ることは以前に増して重要となっている。

したがって、今後も、上述したような執行上、組織上及び制度上の対応の充実を図っていくことが求められているが、その際に留意すべきは、租税負担の軽減を図る方法

については、「節税」、「租税回避」及び「脱税」の三つのタイプが考えられるところ、租税負担の軽減を図る動機を減退させるためには、「負担することとなる租税額の軽減化」と「租税負担の軽減に要する費用の増大化」とが一種の対抗策となり得るが、「租税負担の軽減に要する費用の増大化」は、「租税回避」及び「脱税」の抑制には効果を発揮すると考えられるが、「節税」については、当該「節税」が合法的なものである限り、効果が限定的なものにならざるを得ないと考えられる。また、「節税」にも効果がある「税率の引上げ」による累進構造の充実は、租税による「所得の再分配」機能の強化を図る観点から重要であると考えられる⁽¹⁸⁹⁾が、反面、「負担することとなる租税額の増大化」に繋がり、「租税回避」や「脱税」の指向に繋がる懸念もある。

このように、個人富裕層への対応については、様々な方法が議論されており、その効果や影響を十二分に見極めながら、具体的な措置を講ずることが必要となっている。

- (1) 服部有希「立法情報【フランス】2012年度補正予算法による付加価値税増税撤回と税制改正」外国の立法第253-2号(2012(平成24)年11月 国立国会図書館)
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3948087_po_02530204.pdf?contentNo=1
- (2) 外務省「2014年度予算教書(概要)」(2013(平成25)年4月12日 外務省) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/eco_tusho/us_2014.html
- (3) 猿渡英明「予算教書にみるオバマ政権の方針」米国経済ウォッチ No.13-20(2013 みずほ証券リサーチ&コンサルティング)
- (4) 「個人富裕層(High Net Worth Individuals)(HNWI)」について、OECD租税委員会「税務コンプライアンスに関する個人富裕層との協働(Engaging with High Net Worth Individuals on Tax Compliance)」(2009(平成21)年5月 OECD)は、「用語解説」において、「資産又は所得規模の最上位にある個人。「個人富裕層」の用語は広く使用されているため、大口資産家と高額所得者の双方を含む。本報告書の結論は各国の状況に最も適切な場合に照らして実

- 行される必要があるため、本報告書ではこの用語を別途定義するつもりはない。」としている。
- (6) OECD「ケープタウン声明」国税庁『第4回OECD 税務長官会議 (FTA) 総括声明 (2008年1月11日 於:南アフリカ・ケープタウン)』<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oced/press/16.htm> (2008(平成20)年1月 国税庁)
- (6) 国税庁「OECD 租税委員会による金融機関や個人富裕層等の税務コンプライアンス向上のための取組に関する4つの報告書について(平成21年8月)」(2009(平成21)年8月 国税庁) <http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oced/press/29.htm>
- (7) OECD「Engaging with high net worth individuals on tax compliance」(2009(平成21)年9月) par.1
- (8) OECD・前掲注7・par.2
- (9) OECD・前掲注7・par.3
- (10) OECD・前掲注7・par.5
- (11) OECD・前掲注7・par.7
- (12) 三菱UFJメリルリンチPB証券「メリルリンチ・グローバル・ウェルス・マネジメントとキャップジェミニが第15回ワールド・ウェルス・レポートを発表」(2011(平成23)年6月23日 三菱UFJメリルリンチPB証券) http://www.muml-pb.co.jp/companypro/document/2011/2011_06_23_J.pdf・1頁
- (13) Credit Suisse「クレディ・スイス、2012年度「グローバル・ウェルス・レポート」」(2012(平成24)年10月22日 クレディ・スイス銀行東京支店=クレディ・スイス証券株式会社) https://www.credit-suisse.com/jp/aboutus/doc/pdf/2012/121022_wealthreport.pdf・1頁
- (14) Credit Suisse「Global Wealth Report 2012」(2012(平成24)年10月 Credit Suisse) http://economics.uwo.ca/news/Davies_CreditSuisse_Oct12.pdf・16頁
- (15) 三菱UFJメリルリンチPB証券「第6回アジア太平洋地域ウェルス・レポート」によれば、今やアジア太平洋地域の富裕層の資産と人口は、世界第2位の規模」(2011(平成23)年10月13日 三菱UFJメリルリンチPB証券) http://www.muml-pb.co.jp/companypro/document/2011/2011_10_13_J_public.pdf・2頁
- (16) Merrill Lynch Wealth Management=Capgemini「アジア太平洋地域ウェルス・レポート」(2011(平成23)年 Merrill Lynch Wealth Management=Capgemini) 15頁。なお、2011(平成23)年分の相続税の申告における「相続財産の金額の構成比」は、土地44.0%、家屋5.7%、有価証券13.0%、現金・預貯金等24.2%、その他11.0%となっている(国税庁「平成23年分の相続税の申告の状況について」(2012(平成24)12月 国税庁) http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2012/sozoku_shinkoku/index.htm)
- (17) Merrill Lynch Wealth Management=Capgemini・前掲注16・16頁
- (18) Merrill Lynch Wealth Management=Capgemini・前掲注16・17頁
- (19) Credit Suisse・前掲注14・1頁
- (20) 金子宏『租税法 第18版』(2013(平成25)年 弘文堂) 4頁
- (21) 金子宏・前掲注20・5頁
- (22) 金子宏・前掲注20・177-178頁
- (23) 金子宏・前掲注20・181-182頁
- (24) 金子宏・前掲注20・177-178頁
- (25) 水野忠恒『租税法 第5版』(2011(平成23)年 有斐閣) 159頁
- (26) 水野忠恒・前掲注25・159頁
- (27) 佐藤英明『スタンダード所得税法 補正版』(2010(平成22)年 弘文堂) 52頁
- (28) 佐藤英明・前掲注28・69頁
- (29) 財務省「参考資料(所得税の税率構造の見直しについて)」平成24年度第5回税制調査会資料(2012(平成24)年11月9日 税制調査会) http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2012/_icsFiles/afielddfile/2012/12/26/24zen5kai3.pdf・21頁
- (30) 税制調査会「平成24年度第5回税制調査会議事録」(2012(平成24)年11月19日 税制調査会) http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/news/2012/_icsFiles/afielddfile/2012/11/15/24zen5kaia1.pdf・1頁
- (31) OECD「誰が最も高い所得税を負担するか?」OECD オブザーバー日本語版・1999(平成11)年夏号(通巻第217/218号)(1999(平成11)年(社)日本経済調査協議会) <http://www.oecd-tokyo.org/tokyo/observer/217218/217218-08.html>
- (32) OECD・前掲注31
- (33) OECD・前掲注31
- (34) OECD「格差は拡大しているか: OECD 諸国における所得分配と貧困 日本語概要」(2008(平成20)年 OECD) <http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/8108057e5.pdf?expires=1377145404&id=id&accname=guest&checksum=9AB35F6F4B0CCB16B803C1B02FF34F8E>・4頁
- (35) スティグリッツ、E・ジョセフ『スティグリッツ

- ツ 入門経済学(第4版)』(2012(平成24)年 東洋経済新報社) 240-241 頁
- (36) 水野正一『資産課税の理論と課題〔改訂版〕』(2005(平成17)年 税務経理協会) 2 頁
- (37) 保井久理子=小島信子「第64回 IFA(国際租税協会) 年次総会」税大ジャーナル第16号(2011(平成23)年 税務大学校) <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/16/pdf/06.pdf>・136-138 頁
- (38) 保井久理子=小島信子・前掲注 37・136-138 頁
- (39) 保井久理子=小島信子・前掲注 37・136-138 頁
- (40) 宮本十至子「国際相続と二重課税」立命館経済学第59巻第6号(通巻第350号)(2011(平成23)年3月 立命館大学経済学会) http://ritsu.meikeizai.koj.jp/koj_pdfs/59634.pdf・651 頁
- (41) 世代間の資産移転の促進に関する検討会「世代間資産移転の促進に関する検討会報告(平成25年3月)」(2013(平成25)年 国土交通省) <http://tochi.mlit.go.jp/wp-content/uploads/2012/11/558dbfbb052d7d37b251d6798ff286d93.pdf>・2 頁。なお、簡易生命表等によると、女性の平均寿命は、明治時代から戦前にかけての40歳代から50歳代前半に対し1985(昭和60)年辺りからは80歳を超えるようになり、倍増したように見えるが、これは、戦前は新生児や乳幼児の死亡率が高かったことが大きな要因の一つであり、40歳の女性の平均余命を基に、40歳まで生きた女性は何歳まで生きるかを比較すると、戦前でも70歳近くまであり、1985(昭和60)年辺りからの80歳超との年齢差は10歳から15歳程度となっている。一方、女性の初産年齢を比較すると、1947(昭和22)年は24.4歳だったのに対し、2010(平成22)年には29.9歳と5歳「高齢化」している。仮に、60歳まで生きると子供に残せるような資産が形成されると仮定すると、戦後直後(1947(昭和22)年)では、60歳まで生きた女性は75.4歳まで生きると見込まれ、その時に第一子は51歳になっていると考えられるのに対し、最近(2010(平成22)年)では、60歳まで生きた女性は88.3歳まで生きると見込まれ、戦後直後よりも11歳長命であるが、その時に第一子は58.4歳になっていると考えられ、その年齢差は当然のことながら、7.4歳高齢化していることとなる。
- (42) 税制調査会「平成15年度における税制改正についての答申 - あるべき税制の構築に向けて - 」(2002(平成14)年11月 税制調査会)
- (43) 金子宏・前掲注 20・5 頁
- (44) 金子宏・前掲注 20・568 頁
- (45) 国税庁「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税」タックス・アンサー 4508(2013(平成25)年 国税庁) <http://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4508.htm>
- (46) 第180回議会衆議院財務金融委員会(2012(平成24)年3月6日開催)における古谷政府参考人答弁(第180回議会衆議院財務金融委員会議録第5号4頁)
- (47) 「教育資金」とは、文部科学大臣が定める学校等に支払われる入学金その他の金銭及び学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のものをいう。
- (48) 自由民主党=公明党「平成25年度税制改正大綱」(2013(平成)年1月24日 自由民主党・公明党) https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf085_1.pdf・4 頁
- (49) 森泉陽子=直井道生「贈与税制の変更は若年家計の住宅購入を促進したか」KEIO UNIVERSITY MARKET QUALITY RESEARCH PROJECT KUMQRP DISCUSSION PAPER SERIES DP2005-108(2006(平成18)年1月16日) <http://www.gcoe-econbus.keio.ac.jp/pdf/dp/DP2005-018.pdf>。なお、同論文は、樋口美雄『日本の家計行動のダイナミズム2』(2009(平成21)年 慶應義塾大学出版会)にも収録されている。
- (50) 森泉陽子=直井道生・前掲注 49・10 頁
- (51) 森泉陽子=直井道生・前掲注 49・11 頁
- (52) OECD「大半のOECD諸国で所得格差と貧困が増大」(2008(平成20)年10月21日 OECD東京センター) <http://www.oecd-tokyo.org/the-me/social/2008/20081021unequal.html>
- (53) OECD「所得格差の中で：なぜ格差は拡大し続けるのか 日本語要約」(2011(平成23)年 OECD) <http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/8111117e5.pdf?expires=1377157562&id=id&accname=guest&checksum=973D37E0FC70E998E1336847D7C2A6A6>
- (54) OECD・前掲注 52
- (55) OECD・前掲注 53
- (56) OECD・前掲注 53
- (57) OECD・前掲注 52
- (58) OECD・前掲注 53
- (59) 内閣府『平成21年度年次経済財政報告(経済財政政策担当大臣報告) - 危機の克服と持続的回復への展望 - 』(2009(平成21)年7月 内閣府) <http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je09/09p0000.html>・239-241 頁
- (60) 内閣府・前掲注 59・241 頁

- (61) 内閣府・前掲注 59・243 頁
- (62) C.N.パーキンソン『かねは入っただけ出る - パーキンソンの第二法則』(1962(昭和 37)年 至誠堂) 94 頁
- (63) 東京地裁・2004(平成 16)年 6 月 15 日(平成 15(特わ)第 7566 号)判決
- (64) 金子宏・前掲注 20・1 頁
- (65) 神野直彦『税金 常識のウソ』(2013(平成 25)年 岩波書店) 78 頁
- (66) C.N.パーキンソン・前掲注 62・24-25 頁
- (67) 増井良啓「税務執行の理論」フィナンシャル・レビュー第 65 号(2002(平成 14)年 財務省財務総合政策研究所) http://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list4/r65/r_65_169_183.pdf・171-172 頁
- (68) クリスチャン・シャヴァニニュー=ロナン・パラン『タックスヘイブン - グローバル経済を動かす闇のシステム』(2007(平成 19)年 作品社) 97-98 頁
- (69) 増井良啓・前掲注 67・171-172 頁
- (70) 金子宏・前掲注 20・121-122 頁
- (71) 金子宏・前掲注 20・121-122 頁
- (72) 中村弘「租税負担の不当な回避行為に対抗するサンクション体系」税務大学校論叢第 56 号(2007(平成 19)年 税務大学校) <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/56/04/ronsou.pdf>・251 頁
- (73) 田代昌孝「消費税と遺産動機に関する実証分析」実践女子大学人間社会学部紀要第 4 集(2008(平成 20)年 実践女子大学人間社会学部) http://ci.nii.ac.jp/els/110007056403.pdf?id=ART0008986792&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1377223849&cp=・211 頁
- (74) 八木匡「遺産動機と相続税の公平性」経済学論叢第 59 巻第 3 号(2007(平成 19)年 同志社大学) <http://doors.doshisha.ac.jp/webopac/bodyview.do?bodyid=TB12215477&elmid=Body&lfname=034059030002.pdf>・303 頁
- (75) 松浦克己=滋野由紀子「遺産動機はどのように形成されるか 利他的遺産動機、戦略的遺産動機、遺産動機無しと比較」家計経済研究第 49 号(2001(平成 3)年 家計経済研究所) <https://www.yu-cho-f.jp/research/old/research/kinyu/sisan-repo/9902.pdf>・2 頁
- (76) 小林均「資産分布と遺産動機」流通経済大学論集第 31 巻第 4 号(1997(平成 9)年 流通経済大学) <http://www.google.co.jp/#fp=700f88bfcc84717&q=%E8%B3%87%E7%94%A3%E5%88%86%E5%B8%83%E3%81%A8%E9%81%B> A%E7%94%A3%E5%8B%95%E6%A9%9F・16 頁
- (77) 国枝繁樹「相続税・贈与税の理論」フィナンシャル・レビュー第 65 号(2002(平成 14)年 財務省財務総合政策研究所) http://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list4/r65/r_65_108_125.pdf・111 頁
- (78) 松浦克己=滋野由紀子・前掲注 75・2 頁
- (79) チャールズ・ユウジ・ホリオカ=山下耕治=西川雅史=岩本志保「日本人の遺産動機の重要度・性質・影響について」郵政研究所月報第 15 巻第 4 号(2002(平成 14)年 総務省郵政研究所) <http://www2.e.u-tokyo.ac.jp/~seido/output/Horioka/horioka091.pdf>・1 頁
- (80) 国枝繁樹・前掲注 77・111 頁
- (81) 国枝繁樹・前掲注 77・111 頁
- (82) 小林均・前掲注 76・16 頁
- (83) 国枝繁樹・前掲注 77・111 頁
- (84) 小林均・前掲注 76・16 頁
- (85) 小林均・前掲注 76・16 頁
- (86) 国枝繁樹・前掲注 77・111 頁
- (87) 神野直彦・前掲注 65・89 頁
- (88) OECD・前掲注 7・par.22-24
- (89) OECD・前掲注 7・par.26-27
- (90) THE BOSTON CONSULTING GROUP「GLOBAL WEALTH 2013: MAINTAINING MOMENTUM IN A COMPLEX WORLD」(2013(平成 25)年 5 月 THE BOSTON CONSULTING GROUP) <http://bluehorizon-wp.com/downloads/bcg-global-wealth-2013.pdf>・11 頁。この点につき、OLIVER WYMAN の富裕層報告書は、16%という割合を挙げている(OLIVER WYMAN『The Future of Private Banking: A Wealth of Opportunity?』(2008 年 OLIVER WYMAN) 10 頁)。
- (91) THE BOSTON CONSULTING GROUP「Global Wealth 2013: Maintaining Momentum In a Complex World Press briefing」(2013(平成 25)年 5 月 THE BOSTON CONSULTING GROUP) http://www.letemps.ch/rw/Letemps/Quotidien/2013/05/31/Economie/ImagesWeb/GWR%202013%20Press%20briefing-NYC-print%20version_30May2013.pdf・20 頁。そうすると、相続税の申告事績に係る課税対象財産(課税価格約 10 兆円)のうち、海外資産は 1、2 千億円程度であると考えられる。
- (92) OECD・前掲注 7・par.31-32
- (93) OECD・前掲注 7・par.33-34
- (94) 税制調査会「累進構造に関する専門小委員会報告」(1986(昭和 61)年 3 月 18 日 税制調査

会)

- (95) OECD・前掲注 7・par.39
 (96) OECD・前掲注 7・par.42-45
 (97) OECD・前掲注 7・par.52-54
 (98) OECD・前掲注 7・par.66
 (99) 川口幸彦「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」税務大学校論叢第 57 号(2008(平成 20)年 税務大学校) <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/57/04/pdf/ronsou.pdf>・246,252 頁
 (100) OECD・前掲注 7・par.68
 (101) OECD・前掲注 7・par.78
 (102) OECD・前掲注 7・par.74
 (103) OECD・前掲注 7・par.75
 (104) OECD・前掲注 7・par.77
 (105) 志賀櫻『タックス・ハイブンを逃げていく税金 -』(2013(平成 25)年 岩波書店) 64 頁
 (106) OECD・前掲注 7・par.56
 (107) OECD・前掲注 7・par.57
 (108) OECD・前掲注 7・par.69
 (109) OECD・前掲注 7・par.48
 (110) OECD・前掲注 7・par.57
 (111) クリスチャン・シャヴァニユー=ロナン・バラン・前掲注 68・89 頁
 (112) クリスチャン・シャヴァニユー=ロナン・バラン・前掲注 68・89 頁
 (113) OECD・前掲注 7・par.59
 (114) OECD・前掲注 7・par.62
 (115) OECD・前掲注 7・par.66
 (116) OECD・前掲注 7・par.45-46
 (117) OECD・前掲注 7・par.51
 (118) OECD・前掲注 7・par.57
 (119) OECD・前掲注 7・par.67
 (120) OECD・前掲注 7・par.88
 (121) 国税審議会「第 14 回 国税審議会議事録」(2013(平成 25)年 2 月 26 日 国税庁) <http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/shingi-kenkyu/singikai/130226/gijiroku/index.htm>
 (122) 国税審議会・前掲注 121
 (123) 国税審議会・前掲注 121
 (124) 国税審議会・前掲注 121
 (125) 国税庁『国税庁レポート 2010』(2010(平成 22)年 国税庁) <http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2010.pdf>・49 頁
 (126) OECD・前掲注 7・par.93,95
 (127) OECD・前掲注 7・par.121-124,157
 (128) 国税庁『国税庁レポート 2013』(2013 国税庁) <http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2013.pdf>・14 頁
 (129) OECD・前掲注 7・par.103
 (130) OECD・前掲注 7・par.104

- (131) OECD「税務コンプライアンスに関する個人富裕層との協働」国税庁『第 5 回 OECD 税務長官会議(FTA)総括声明(2009 年 5 月 29 日 於: フランス・パリ)』別添資料 2(2009(平成 21)年 国税庁) <http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oced/press/pdf/28.pdf>・10 頁
 (132) OECD「イスタンブール声明 2010 年 9 月 16 日」国税庁『第 6 回 OECD 税務長官会議(FTA)総括声明(2010 年 9 月 16 日 於: トルコ・イスタンブール)』(2010(平成 22)年 国税庁) <http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oced/press/pdf/100916.pdf>・6 頁
 (133) OECD「FTA 2012 年 1 月 ブエノスアイレス声明 協力を通じた税務コンプライアンスの向上」国税庁『第 7 回 OECD 税務長官会議(FTA)総括声明(2012 年 1 月 19 日 於: アルゼンチン・ブエノスアイレス)』(2012(平成 24)年 国税庁) http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oced/press/pdf/20120119_fta.pdf
 (134) OECD「OECD 税務長官会議 最終声明(仮訳)2013 年 5 月 16-17 日 ロシア連邦 モスクワ」国税庁『第 8 回 OECD 税務長官会議(FTA)総括声明(2013 年 5 月 17 日 於: ロシア・モスクワ)』(2013(平成 25)年 国税庁) http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oced/press/pdf/20130517_kariyaku.pdf・(1)頁
 (135) 国税庁「JITSIC ロンドンの開設と当庁の参加について」(2009(平成 19)年 5 月 国税庁)(2009(平成 19) 国税庁)
 (136) OECD・前掲注 7・par.109
 (137) OECD・前掲注 134・(1)頁
 (138) 国税庁「タックスハイブんに所在する事業体に関する情報の入手について」(2013(平成 25)年 5 月 国税庁) http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2012/tax_haven/index.htm
 (139) 肥後治樹「租税法への課徴金制度導入の可能性について」筑波ロー・ジャーナル第 5 号(2009 筑波大学大学院) http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/pdf_kiyou/tlj-05/tlj-05-higo.pdf・118 頁
 (140) OECD・前掲注 7・par.120
 (141) OECD・前掲注 7・par.207
 (142) OECD・前掲注 7・par.208,210
 (143) OECD・前掲注 7・par.211
 (144) 国税庁『国税庁レポート 2012』(2012(平成 24)年 国税庁) <http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2012.pdf>・1 頁
 (145) 国税庁・前掲注 139・28 頁
 (146) OECD・前掲注 7・par.99
 (147) OECD・前掲注 7・par.100

- (148) 総務省「国と民間企業との間の人事交流に関する法律の概要(平成11年12月22日法律第24号)」(1999(平成11)年 総務省) http://www.soumu.go.jp/main_content/000102068.pdf
- (149) 人事院「民間人材の任期付採用」(人事院) <http://www.jinji.go.jp/support/ninki.htm>
- (150) 国税庁・前掲注128・39、46頁
- (151) 日本弁護士連合会『弁護士白書 2011年版』(2011 日本弁護士連合会) 164頁
- (152) OECD・前掲注7・par.98,163
- (153) OECD・前掲注7・par.165
- (154) 東京国税局「国際的租税回避スキーム解明PT」の設置について」(平成14年7月24日 東京国税局) <http://www.nta.go.jp/tokyo/kohyo/press/h14/41/00.htm>
- (155) 岸本周平「国際的租税回避行為への対応を強化」ファイナンス第45巻第8号(通巻第528号)(2009(平成21)年11月 財務省) http://www.mof.nta.go.jp/public_relations/finance/2111c.pdf・6頁
- (156) 岸本周平・前掲注155・6頁
- (157) OECD・前掲注7・par.174-177
- (158) OECD・前掲注7・par.182
- (159) OECD・前掲注7・par.184,196
- (160) OECD・前掲注7・par.196
- (161) OECD・前掲注7・par.129
- (162) OECD・前掲注7・par.134
- (163) OECD・前掲注7・par.123
- (164) 金子宏・前掲注20・26頁
- (165) 品川芳宣「租税回避行為の否認と仮装行為否認」税理第49巻第15号(2006(平成18)年ぎょうせい)7-16頁参照。
- (166) 第44回議会議院大蔵委員会(昭和37年3月20日開催)における村山政府委員答弁(第44回議会議院大蔵委員会議録第24号15頁)参照。
- (167) OECD・前掲注7・par.126,128
- (168) 永井博「国際化における資料情報制度及び情報交換制度の課題」税務大学校論叢第34号(1999(平成21)年 税務大学校) <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/34/248/ronsou.pdf>・413頁
- (169) 財務省「平成24年 税制改正の解説」 http://www.mof.nta.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/explanation/pdf/p613_631.pdf・616頁
- (170) OECD・前掲注7・par.121,122,124,157
- (171) OECD・前掲注7・par.124-128
- (172) 居波邦泰「タックス・シェルターに対する税務行政のあり方 日本版LLPへの対応を考慮に入れて」税務大学校論叢第52号(2006(平成18)年 税務大学校) <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/52/06/ronsou.pdf>・606-609頁
- (173) 肥後治樹・前掲注139・118頁
- (174) OECD・前掲注7・par.112
- (175) OECD・前掲注7・par.113
- (176) OECD・前掲注7・par.150
- (177) OECD・前掲注7・par.151
- (178) OECD・前掲注7・par.152
- (179) 肥後治樹・前掲注139・110-111頁
- (180) OECD・前掲注7・par.245
- (181) OECD・前掲注7・par.246
- (182) 居波邦泰「タックス・アムネステイの我が国への導入についての考察」税務大学校論叢第68号(2011(平成23)年 税務大学校) <http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/68/03/03.pdf>・254頁
- (183) 自由民主党=公明党・前掲注47・4頁
- (184) 財務省「近年の社会・経済の変化、社会保障・税一体改革とは」 http://www.mof.nta.go.jp/comprehensive_reform/gaiyou/01.htm
- (185) 風間立信「社会保障と税の一体改革 ポイント解説」ファイナンス第48巻第2号(通巻第558号)(2012(平成24)年5月 財務省) http://www.mof.nta.go.jp/public_relations/finance/201205b.pdf・5-6頁
- (186) 金子宏・前掲注20・4頁
- (187) OECD・前掲注7・par.7
- (188) OECD・前掲注7・par.3
- (189) 神野直彦・前掲注65・240-243頁